

新市建設計画



佐伯市・南海部郡5町3村合併協議会

新市建設計画

佐伯市・南海部郡5町3村合併協議会

新市建設計画

CONTENTS



I 序論

- 1. 合併の必要性 2
- 2. 計画策定の方針 4

II 新市の概況

- 1. 位置と地勢 6
- 2. 気候 7
- 3. 面積 7
- 4. 人口と世帯 8

III 主要指標の見通し

- 1. 人口 10
- 2. 世帯 12

IV 新市建設の基本方針

- 1. 新市の将来像 16
- 2. 新市の基本目標 17
- 3. 新市建設の基本方針 18
- 4. 土地利用等 25

V 新市の施策

- 1. 自然環境の保全と活用 34
- 2. 生活基盤の整備 37
- 3. 生活環境の整備 41
- 4. 保健・医療と福祉の充実 45
- 5. 教育・文化の充実 49
- 6. 産業の振興 53
- 7. 連携・交流の促進 59
- 8. 住みやすいまちづくりの推進 61
- 9. 行財政運営の効率化 64

VI 公共施設の適正配置と整備 68

VII 財政計画 70

用語集 74

I 序論





I 序論

1. 合併の必要性

(1) 歴史的経緯

佐伯市・南海部郡地域一帯は、江戸期には佐伯領として番匠川河口に築かれた城下町・佐伯を中心に栄えました。明治期の廃藩置県、郡区編成を経た後、大正期には、番匠川を遡上して重岡（現宇目町）から宮崎県に抜ける鉄道（日豊本線）が開通し、番匠川流域の一体性が強まりました。昭和に入ると、宇目町が南海部郡（上浦町、弥生町、本匠村、直川村、鶴見町、米水津村、蒲江町）に編入され、現在の形となりました。

このように、本地域は歴史的・地理的に強い結びつきを有し、現在も、通勤や通学、買物、通院などの日常的な生活活動において強い一体性を持っています。

広域市町村圏の指定が県内で最も早かったのも本地域で、地域としてのまとまりがあったことを示すものといえます。現在、佐伯地域広域市町村圏事務組合では、広域市町村圏計画、ふるさと市町村圏計画に関する事務の他、消防、し尿処理、特別養護老人ホーム、介護保険の認定事務、ごみ処理に関する事務など、様々な分野を共同で行っています。

(2) 生活圏の一体化と計画的・総合的なまちづくりの展開

本地域は歴史的にも深いつながりを有していますが、近年に至り、経済の発展、交通網や情報通信手段の発達によって、住民の日常生活圏はさらに拡大し、地域の一体性も増しています。反面、市町村の区域が従来から変わっていないことにより、市町村間の施策の重複や不整合が、効果的・

効率的なまちづくりの推進を阻害する面が生じています。地域の発展のためには、住民の日常生活圏を考慮し、より利便性を高めるインフラ整備、各地の自然資源や社会資本を連携させた産業・観光振興策など、地域を一体的に捉えながら、計画的にまちづくりを進める必要があります。

一方、進行する少子高齢化や過疎化の問題に対しては、保健・医療・福祉施策や雇用対策の充実、若者の定住の促進を図ることなどが不可欠ですが、狭い区域での対応には限界があります。また、自然環境の保全などは、まさに広域的な取り組みが不可欠であるといえます。住民が安心して暮らせる社会を実現するためには、計画性と広い視野を持ち、総合的な観点から行政サービスの向上を図る必要があります。

(3) 自治能力の向上と住民ニーズの多様化・高度化への対応

市町村は住民に最も身近な自治体で、市町村の行う行政サービスは住民の生活に直接関わります。近年は、少子高齢化により、保健・医療・福祉分野での行政需要が増大し、また、価値観の多様化によって、様々な行政サービスの提供が求められています。さらに、情報化や国際化といった社会潮流への対応も、市町村行政を進めていくうえで不可欠なものとなっています。平成12年4月に「地方分権推進一括法」が施行され、今後は市町村への権限移譲が進み、その役割が増すと同時に、負うべき責任もさらに大きくなってきます。市町村には、自ら政策を立案し実行する能力と、それを可能にする財政基盤が従来以上に必要とされます。

一方、昨今の経済不況、少子高齢化や過疎化な

どの影響により、税収の伸びは期待できない状況にあります。このような中で、多様化・高度化した住民ニーズに応えるためには、効率的な行政運営を行うと同時に、行政サービスの向上を目指すということが必要条件となります。合併のスケールメリットを活かして行政の効率化を図り、財政基盤を強化することができれば、重点的な投資による生活基盤整備や、専門職の確保・増強などを行うことが可能となり、レベルの高い行政サービスを実現できます。





I 序論

2. 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づく法定計画として策定するもので、佐伯市・南海部郡9市町村合併後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進していくための基本方針を定めるものです。新市では、この基本方針に基づいた施策を実践することによって、新市の一体性の速やかな確立を目指すとともに、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ります。

(2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための基本方針、その基本方針で掲げた目標を実現するための主要事業、公共的施設の整備方針及び計画期間中の財政計画を中心として構成しています。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成17年度から平成36年度（2024年度）までの20か年とします。

(4) 行財政運営の方針

本計画の基本方針は長期的展望に立ったものとし、住民生活への影響に十分配慮するとともに、各地域が有する自然、歴史、文化等の特性を活かしたまちづくりの推進を基本とします。

財政計画については、地方交付税、国及び大分県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、健全に財政運営を行うことを基本とします。

II 新市の概況





Ⅱ 新市の概況

1. 位置と地勢

本地域は大分県の南東部に位置し、北は津久見市、西は大野郡三重町及び野津町、南は宮崎県に接しており、南部から西部にかけては「祖母傾国定公園」の一角をなす山岳地帯によって区切られています。東部は豊後水道に面し、四国を望む南北200kmに及ぶリアス式海岸が続いており、この海岸線は「日豊海岸国定公園」に指定されています。

域内は、番匠川下流域の平野部（沖積平野）を中心に発展した市街地と、西部の山間部地域、東部の海岸部地域に大きく区分されます。市街地は、県内・九州内各地との交通の結節拠点となるほか、豊後水道を隔てて高知県宿毛市とフェリーで結ばれるなど、社会、経済、文化等の各分野において都市機能を果たしてきました。

山間部においては、傾山（1,602m）を筆頭に、急峻な山々が屈曲しながら広い地域で連なっており、海岸線まで迫っています。山岳地帯は豊かな森林資源を有しており、深い緑に包まれ、その合間を美しい川が流れる景色が本地域を特徴づけて

います。

海岸部においては、変化に富んだ海岸線や浜辺が、美しい自然景観を呈しています。同時に、佐伯湾、蒲江湾、米水津湾等は天然の良港となっており、豊富な水産資源を有しています。また、佐伯湾に浮かぶ大入島、元の間海峡を隔てた豊後大島、蒲江港の南方に浮かぶ屋形島・深島のほか、彦島、水の子島、八島などが点在しています。

本地域の中央部を流れる番匠川は、三国峠を水源としており、幹川流路延長38km、流域面積464km²で、流域内人口は65,000人に及びます。九州有数の清流と豊かな水量を誇り、四季を通じて住民に豊かな恵みをもたらすと同時に、地域のシンボリックな存在ともなっています。番匠川は、堅田川、井崎川、床木川、久留須川等をはじめとし、多くの支流を有しています。また、同じく三国峠を源流とする市園川、中岳川等は、宮崎県の北川に合流しており、これらの川が各地域で豊かな文化を育んできました。

2. 気 候

気候区分は南海型気候に属しており、年平均気温は16℃前後と比較的温暖で、夏に降雨量が多く、冬には晴天が多いのが特徴です。積雪はほとんどありません。1年を通しての気温の変動幅は大きく、夏期には30℃を超え、冬期には零下まで下がります。

豊後水道の暖流の影響を受ける海岸部は特に暖かく、その多くが無霜地帯となっています。一方、

山間部は、冬期には特有の吹き下ろしによって、海岸部に比べて気温が2～3℃低くなり、一部では霜による被害も見られます。

年間降水量は2,000mm前後で、7月から9月にかけては台風の進路となることが多くなっています。台風の大部分は九州山地でその勢力を減衰することが多いものの、山間部など地域によっては災害にみまわれることもあります。

3. 面 積

新市の面積は約903km²で、県下最大の面積となっています。地目別には耕地2.2%、林野87.0%、宅地1.5%、その他9.3%で、山林などの自然が多く残されているところに特徴があります。

集落は、平地がわずかであるため、市街地などを除けば、海岸部や河川沿いの狭隘な平坦地に点在しています。



Ⅱ 新市の概況

4. 人口と世帯

国勢調査によると、平成12年の佐伯市・南海部郡9市町村の総人口は84,449人で、平成2年の91,217人と比較すると、約7.4%減少しています。一般世帯数は、平成12年が31,006世帯で、平成2年の29,855世帯と比較すると約3.9%の伸びを示しており、1世帯当たりの人員は減少傾向にあります。

また、平成12年の年齢階層別人口の構成比は、年少人口（0～14才）が14.0%、生産年齢人口（15～64才）が60.6%、老年人口（65才以上）が25.4%で、平成2年の年少人口18.2%、生産年齢人口64.7%、老年人口17.1%と比べると、少子高齢化が進行しています。

佐伯市・南海部郡 人口・世帯数の推移

	1985年 昭和60年	1990年 平成2年	1995年 平成7年	2000年 平成12年
総人口	95,907	91,217	88,116	84,449
年少人口（～14歳）	20,003	16,619	13,944	11,796
（構成比）	20.9	18.2	15.8	14.0
生産年齢人口（15～64歳）	62,270	58,999	55,627	51,171
（構成比）	64.9	64.7	63.1	60.6
老年人口（65歳～）	13,634	15,594	18,545	21,440
（構成比）	14.2	17.1	21.1	25.4
年齢不詳	0	5	0	42
（構成比）	0.0	0.0	0.0	0.0
一般世帯数	29,764	29,855	30,493	31,006

資料）国勢調査

単位：人、%、世帯

Ⅲ 主要指標の見通し





Ⅲ 主要指標の見通し

1. 人口

(1) 総人口

本地域の総人口は、平成12年の時点で84,449人となっています。15年前の昭和60年時点での総人口が95,907人であったことを考えると、11,458人の減少であり、増減率ではマイナス11.9%になります。

国が発表した日本の将来推計人口によると、少子高齢化社会の本格的な到来によって、日本の総人口は平成18年に12,774万人でピークを迎え、それ以後は長期にわたって減少傾向が続くとされています。したがって、出生率の大幅な上昇を期待することが難しく、日本の総人口が減少に向かうなかで、地域間移動等による社会増減を別にする、出産や死亡による自然増減の部分では、ほとんどの市町村において人口は減少していくと考えられます。

本地域における将来人口を推計すると、いわゆる「団塊の世代」が高齢化期に達し、急速に高齢化が進んだことから、15年後の平成27年には約7千人程度の人口の自然減少が生じると予想されます。

また、本地域の場合は、高校や大学への進学や就業機会を求めて、他地域への人口流出が続いています。新市では、今後、農林水産業と商工業の振興や、住宅地開発等によって、若者を中心とした定住人口の増加を図り、他地域への流出を押さえることに努めます。これらの政策の効果を考慮して、将来人口の推計を行うと、平成27年時点における新市の人口は75,230人になると考えられます。

(2) 年齢別人口

本地域の総人口に占める65歳以上人口の比率（高齢化率）は、これまでの15年間で急速に高齢化が進んだことによって、平成12年時点で25.4%となっています。既に高齢化がある程度進んだことから、今後も継続的に高齢化率は上昇はするものの、その進行速度は緩やかになると考えられます。したがって平成27年には、新市の高齢化率は33.9%になると予想されます。

高齢者が増える一方で、少子化の進行によって、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）が総人口において占める割合は、徐々に低下していくと思われます。年少人口は、平成12年の14.0%から、平成27年には11.8%に減少し、生産年齢人口は、平成12年の60.6%から平成27年には54.3%にまで減少すると見込まれます。

(3) 就業人口

就業人口については、高齢化率の上昇にともなって就業率が低下し、総人口の減少と少子化の進行によって、平成27年には、平成12年時点より7,170人減少し、マイナス19.0%の30,618人に減少すると見込まれます。

このうち第1次産業就業者は、もともと就業者に占める高齢者の比率が高いことから、平成27年には2,056人にまで減少すると予想されます。

第2次産業就業者についても、製造業の大幅な伸びも期待しにくいことから、今後も微減傾向が続く、平成27年には、10,971人になると考えられます。しかしながら、第1次産業の就業者数の方がより急速に減少することから、全就業者に占め

る割合では若干上昇し、35.8%になると考えられます。

第3次産業就業者は、サービス化や情報化が進んだことによって、1990年代を通じて大きな伸びを示してきましたが、近年では、ほぼ横ばいの状態になっています。今後は、総人口が減少することから、消費者関連サービス業に対する需要が減少し、平成27年の就業者数は平成12年から4,083人減少して、17,587人になると見込まれます。

(4)交流人口

各種行事やイベント、余暇・保養などのために、本地域を訪れ、地域の人々と触れ合いがある交流人口は、年々増加し、平成11年の時点で約220万人程度になっていると考えられます。今後は、東九州自動車道の佐伯IC（仮称）の開通をはじめとした交通アクセスの向上により、大都市圏からより容易に本地域を訪れることが可能になると考えられます。したがって、平成27年の新市の交流人口は、現在の日田地域とほぼ同規模の約590万人程度になると見込まれます。





Ⅲ 主要指標の見通し

2. 世帯

本地域では、核家族化の進行によって、1世帯あたりの人員数が減少し、一般世帯数が徐々に増加してきました。今後も、1世帯当りの人員数は減少し続け、平成27年には2.56人になると見込まれます。しかしながら、今後は、高齢化世帯が増加し、総人口が減少することにあわせて世帯数も減少し、平成12年時点から1,628世帯減少し、平成27年には29,378世帯になると予想されます。



人口及び世帯数の見通し

単位：人、%、世帯

	1985年 昭和60年	1990年 平成2年	1995年 平成7年	2000年 平成12年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年
総人口	95,907	91,217	88,116	84,449	81,601	78,599	75,230
年少人口	20,003	16,619	13,944	11,796	10,506	9,597	8,885
(構成比)	20.9	18.2	15.8	14.0	12.9	12.2	11.8
生産年齢人口	62,270	58,999	55,627	51,171	48,007	44,917	40,809
(構成比)	64.9	64.7	63.1	60.6	58.8	57.2	54.3
老年人口	13,634	15,594	18,545	21,440	23,088	24,085	25,536
(構成比)	14.2	17.1	21.1	25.4	28.3	30.6	33.9
就業人口	42,277	40,765	41,043	37,788	35,435	32,986	30,618
(就業率)	55.7	54.6	55.3	52.0	49.8	47.8	46.1
第1次産業	7,742	6,439	5,582	4,302	3,301	2,563	2,056
(構成比)	18.3	15.8	13.6	11.4	9.3	7.8	6.7
第2次産業	13,436	13,682	13,886	11,798	12,186	11,580	10,971
(構成比)	31.8	33.6	33.8	31.2	34.4	35.1	35.8
第3次産業	21,074	20,627	21,565	21,670	19,946	18,839	17,587
(構成比)	49.9	50.6	52.6	57.4	56.3	57.1	57.5
一般世帯数	29,764	29,855	30,493	31,006	30,982	30,435	29,378
1世帯人員	3.22	3.06	2.89	2.72	2.63	2.58	2.56

資料) 国勢調査

注) 年少人口：0～14歳、生産年齢人口：15～64歳、老年人口：65歳以上

注) 総人口、就業人口は不詳分を含むため、各項目の合計は総数と一致しない。

■人口推計の方法について

市町村別にコーホート要因法により推計を行った。生残率の将来値については、都道府県別の実績値をもとに、「日本の将来推計人口－2002年1月推計」（国立社会保障・人口問題研究所）における将来値と連動するように設定した。出生率については、平成12年の都道府県別実績値が、将来も一定であると仮定した。社会移動率については、高齢化・少子化の進行にともなって、今後は定住指向が強まることから社会移動は収束に向かうと想定し、平成12年以降は、市町村別の社会移動率は40%ずつ漸減していくと仮定した。

■一般世帯数の推計方法について

市町村別・男女別・年齢階層別将来推計人口に、それぞれの「世帯主率」を乗じて一般世帯数の将来推計を行った。世帯主率の将来値は、「日本の世帯数の将来推計－1998年10月推計」（国立社会保障・人口問題研究所）における全国の将来世帯主率と連動するように設定した。

■就業人口(労働人口)の推計方法について

国勢調査による市町村別・15歳以上・男女別・年齢階層別の労働人口をもとに、各市町村別・15歳以上・男女別・年齢階層別の労働力率と完全失業率を求める。労働力率と完全失業率の将来値は、平成12年国勢調査時点の値が将来も一定であると仮定した。この労働力率と完全失業率の将来値を、市町村別・15歳以上・男女別・年齢階層別の将来推計人口に適用して、将来就業人口の推計を行った。

IV 新市建設の基本方針





Ⅳ新市建設の基本方針

1. 新市の将来像

新市は祖母傾国定公園の一角をなす豊かな森林地域と、番匠川水系の清流が拓く田園地域と、日豊海岸国定公園の一翼を担う南北200kmに及ぶリアス式海岸地域によって形成されています。つまり、山、川、海といった多様かつ豊かな自然資源を有しているのです。これらはみな美しい自然景観をなしており、住む人々の誇りとなっています。地球環境問題が深刻化する中で新市が有する美しく豊かな自然を守っていくことは、これまで以上に重要性を増しています。

一方、本地域は従来から美しく豊かな自然資源を生かした農林業や水産業と、都市部を中心にして発展した造船業をはじめとした重厚長大産業を基幹産業としてきました。しかしながら、これらの産業は長期に及ぶ景気低迷もあって、現在は地域全体を牽引するほどには至っていません。そのため、十分な雇用の場を提供できず過疎化や高齢化に拍車をかける結果となっています。将来に向けて雇用の場を十分に確保するためには、従来の基幹産業に対するさらなる支援に加えて、新産業の創造や様々なビジネスを対象にした起業支援が必要となっています。つまり、今こそ地域の活力

が求められているのです。

ところで、本地域は高速交通体系整備の遅れなどから過疎化が進んでいる地域であり、都会的な様相を保持していない“田舎”と言わざるを得ない地域です。しかしながら、田舎だからこそ誇れるものがあります。それは思いやり溢れる地域コミュニティの存在です。“個性”や“個”が尊ばれる現代社会ではありますが、一方では“癒し”が求められているのも真実です。また、個が確立しているからこそ、よりよい地域コミュニティが成り立つとも言えるでしょう。ゆえに、私たちはこれまで育んできた地域コミュニティを誇りにして暮らしていきたいと考えます。そして、これまで以上に多くの人々と手を携えていきたいと考えます。

これらのような認識に立って、新市の将来像は

**「豊かな自然のなかで人々が連携し、
潤いと活力に満ちたふれあい都市」**

と定めます。



2. 新市の基本目標

新市の将来像である

「豊かな自然のなかで人々が連携し、
潤いと活力に満ちたふれあい都市」

を実現するために、具体的な
三つの基本目標を掲げます。

自然と共生した 快適なまちづくり

美しく豊かな自然と潤いある住環境を守るとともに、高速交通体系整備をはじめとした生活基盤の整備を推進し利便性を高めます。そして、防犯・防災体制を充実し、すべての住民が安全で安心して暮らせる生活環境を実現します。

個性あふれる 元気なまちづくり

新しい時代の潮流をいち早く読むとともに、その潮流の中でこれまで育んできた地域資源を活かせる仕組みを考え、地域の特性を活かしたまちづくりを推進します。そして、地域の住民も企業も産業も元気で活力あふれる社会を築きます。

交流をはぐくむ 融和のまちづくり

新市の内外へ交流の輪をいっそう広げ、刺激と活力を呼び込むとともに、その刺激と活力を柔軟に取込んで、健全で融和が感じられる地域を実現します。



Ⅳ新市建設の基本方針

3. 新市建設の基本方針

(1)やすらぎを誘う自然環境の実現

自然環境の保全と活用

本地域には豊かで美しい自然環境が残されており、住民生活の基盤であると同時に、まちづくりを進めるための貴重な地域資源となっています。しかし、世界的な広がりを見せている環境問題は、新市においても確実に日常的な地域の問題となりつつあります。よって、地球に優しい新しいライフスタイルの創造を目指すとともに、幼児から高齢者まで住民一人ひとりが人間と環境のかかわりについて、理解と認識を深め、責任ある行動をとっていけるように環境教育を推進するなど、総合的な環境政策に取り組んでいきます。

また、河川・森林・海域などの地域の豊かで美しい自然を積極的に保全し、創造していくことを基本に、地球環境に十分に配慮しながら、自然と調和した潤いのある地域環境の創造に努めます。そして、多様な自然環境を活用したまちづくりを展開し、やすらぎが実感できる快適な地域社会の実現を目指します。

(2)一体的な交通体系の整備と都市機能の充実・強化

生活基盤の整備

地域にとって道路は血管とも言えるものです。道路によって様々な活力が地域へもたらされます。とりわけ、高速道路の効果は大きいものがあります。新市においてもここにきてようやく高速道路整備の恩恵が具体化しつつあります。この機会を十分に捉えきれるように、高速道路整備の推進を

図るとともに、佐伯IC及び蒲江IC周辺の整備を推進します（平成27年3月東九州自動車道管内開通）。また、新市の一体性を考慮しながら、域内の国道、県道、市道、都市計画道路の改良・整備を促進し、各地域間を結ぶ循環型道路網の構築を目指します。さらには、清掃や草刈り、花いっぱい運動などを通して快適な道路環境づくりに努めます。

現代社会では柔軟性に富んだモビリティ（移動性）の確保が求められます。よって、道路整備に加えて公共交通の整備を図ります。具体的には、バス、航路、鉄道などの公共交通機関に対して住民ニーズに沿った運行を働きかけていきます。

従来、中心市街地は、域内・域外から多くの人々が集まる地域の拠点であり、地域の顔ともいえる存在でした。しかしながら、近年はモータリゼーションの進展や少子・高齢化などによって、中心市街地の活気が失われつつあります。よって、新市都市計画マスタープランを作成しこれをもとに土地地区画整理などの事業手法を活用して、都市機能の充実・強化を図ります（平成25年12月作成）。

水道施設や生活排水処理施設は健康で快適な生活を支えていくための大切な基盤施設です。水道施設については安全でおいしい水の供給に努めるとともに、たゆまない整備を図ります。また、生活排水処理施設については様々な手法を用いて計画的に整備を図ります。

(3)ゆとりと潤いのある安全・安心社会の実現

生活環境の整備

日豊海岸国定公園の一翼を担う美しいリアス式海岸、祖母傾国定公園の一角をなす緑豊かな山岳

地帯、番匠川をはじめとした清流など、多種多様な美しい自然は、新市のかげがえのない財産です。これらの自然は環境保護の面からはもとより、水源涵養、国土保全、景観形成といった観点からも整備に努め、潤いある生活環境の実現を目指します。

また、住環境では、周辺環境との調和、高齢者や障害者への配慮を考えて、公営住宅の建設・建替、宅地の分譲を計画的に進め、公園・緑地の整備を図るとともに、防犯・防災体制などを充実し、安全で安心できる地域社会の構築を目指します。

他方、廃棄物の減量化・リサイクルの推進や適正処理の確保など、地球環境・地域環境に配慮した施策を積極的に展開することに努め、循環型社会・環境調和型社会の実現を目指します。

さらには、情報技術（IT）革命の恩恵が市民に行き渡り、快適で便利な暮らしができるように、CATV 施設の整備などの情報基盤の整備に努めます。また、新しいワークスタイルである SOHO への対応や、情報ネットワークを利用した地域情報の発受信に努めます。

(4) 健やかで心ふれあう福祉の充実

保健・医療と福祉の充実

少子高齢化時代を迎えた今、新しい社会保障制度である介護保険制度ができるなど、新たな視点に立った保健・医療・福祉制度の再構築が迫られています。よって、これまでの保健・医療・福祉の各分野が今まで以上に総合的に連携して、一人ひとりが健やかで安心して生活できる体制づくりを進めていきます。また、地域の中での役割が増

しつつある民間ボランティアや NPO を育成・支援するとともに、連携を図り地域に根付いた活動を進めていきます。なお、それぞれの施策分野の基本方針は次のとおりです。

保健・医療については、幸福で充実した生活の基盤となる健康づくりを推進するために、保健・医療のスムーズな連携を図りながら、市民生活の向上を目指し積極的な心身の健康づくりを支援する地域保健の充実に努めます。また、病気になっても安心して医療サービスを受けられる地域医療体制の充実を図ります。

高齢者福祉については、健康寿命を延伸する取り組みとして、高齢者が心のふれあいのなか在宅でいきいきと暮らせるように、生きがい対策等を推進します。また、介護保険制度の適正な運用を図るとともに、介護保険対象外の在宅福祉サービスや高齢者福祉施設の整備充実に努めます。

障害者福祉については、ノーマライゼーションの理念のもと、障害者が住み慣れた家庭や地域で安心して生活できるように、地域福祉団体等との連携を強化し、総合的な福祉施策を展開します。

地域福祉については、地域コミュニティの中できめ細かな福祉サービスの提供ができるように、民生委員や児童委員の充実を図りながら、新たな担い手として期待されるボランティア団体や NPO との連携を進めます。

子育て支援については、少子化、核家族化などによる家庭の養育機能の低下を補うために、家庭、地域、学校、育児グループなどの地域活動組織との連携のもと、保育幼児教育施設の整備充実や各種の子育て支援によって、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを進めます。



3. 新市建設の基本方針

(5)創造力を育む教育と地域文化の振興

教育・文化の充実

社会経済環境の変貌によって、あらためて人づくりの重要性や地域文化の意義が見直されています。とりわけ、子どもたちを取り巻く環境が目まぐるしく変化する中では、思いやりや感性など「豊かな人間性」や、自らの課題を見つけ、考え、判断する「生きる力」を育成することが必要となっています。このため、児童・生徒の個性を伸ばし、一人ひとりの能力・適性に応じた教育を推進するとともに、創造力を育むための学校教育の充実に一層努めます。

また、高齢化が進行する中で、活力に満ちた地域社会を築いていくためには、人間の尊厳とやさしさのある人間性を基盤として自ら学ぶ意欲をもって主体的に生き抜くことが求められます。このため、豊かな生涯学習社会の実現に向けて、社会教育を推進し、教育環境・学習環境を整え、あらゆる世代・階層のニーズに対応できるよう努めます。

ところで、近年はスポーツ、レクリエーション志向など、特に健康への関心が高まっています。幸いにも新市は伝統的にスポーツが盛んな地域から成り立っており、スポーツそのものが地域文化として根付いています。よって、社会体育の振興を図るなかで、健康増進を図っていくことはもちろん、それに加えて新市の個性の一つとしてスポーツ文化をアピールできる施策を進めていきます。

さらには、先人が残してくれた貴重な文化遺産の保存や歴史資料の収集を積極的に進めるとともに、地域の財産として広く公開するなど、活用を

図ります。また同時に、文化的により豊かな生活が営まれるように、新市内外の優れた芸術文化の鑑賞機会を増やすとともに、文化施設の充実と運営の改善・工夫に一層努めます。

(6)地域特性を生かした産業づくりの推進

産業の振興

本地域は、若者の定住を促す就業の場の不足等から、活力ある地域づくりに欠くことのできない若者が地域外に流出している傾向にあります。このような状況を招いた背景には、地域の基幹産業である農林水産業や造船業・鉄工業の低迷があります。よって、これらの従来からの基幹産業の振興を図り復権を目指すとともに、新たな地域の基幹産業として期待される観光産業の振興に努めます。また、情報化や循環型社会への移行といった時代のニーズを汲み取りながら、地域特性を生かした、企業誘致や新産業の創出、新規創業の支援などに努め、就業支援を図ります。さらには、地域産業の発展を後押しするために、地域そのものの商品価値を高める「地域ブランド」の確立を進めます。なお、地域の基幹産業における具体的な基本方向は以下のとおりです。

農業については、多様な担い手を育成しながら、消費者ニーズに対応した安全な農産物の生産を進めます。また、付加価値を高めるために施設園芸作物の生産を推進するとともに、加工品の振興に努めます。

林業については、木質バイオマス発電施設の立地等の影響による木材価格の下支えや需要拡大が促進されていますが、森林所有者の高齢

化や担い手不足等の問題があります。よって地域材の積極的な活用や特用林産物の生産支援、担い手の確保・育成、生産基盤の整備に加えて、各種団体を支援することにより、林業の振興、森林の保全を図ります。

水産業については、最も地域ブランドを確立している産業でありながら、近年は水産資源の激減と魚価安により低迷を余儀なくされています。よって、漁場環境や生態系の保全・回復に努めるとともに、栽培漁業や資源管理型漁業及び環境に優しい養殖業の推進を図ります。また、効率的な流通体制と衛生管理体制を確立するために、水産市場施設の整備に努めます。

工業については、造船業を中心とした重厚長大産業の集積と、豊かな水産資源に支えられた水産加工業の集積があります。後者については現在も堅調な産業活動が営まれています。前者については大型倒産などもあって厳しい状況にあります。よって、これら従来から集積している産業を支援するとともに、これまでに蓄積された技術を生かしながら、成長が望める分野へのシフトを進めます。

商業については、モータリゼーションの進行によって、郊外店の立地や地域外への消費流出が進んだために、中心市街地に位置する商店街では店じまいする店舗も多く、従来の吸引力を維持できなくなっています。よって、都市形成や地域コミュニティの観点を加味しながら、市街地開発を推進するとともに商店街の活性化に努め、地域の魅力ある商業空間の形成をめざします。

観光業については、近年の観光スポットの整備によって地域への入込み客は増加傾向にあります。しかし、本地域が有する美しい自然などの地域資源に見合う十分な集客には至っていませんし、何

より地域産業として揺るぎ無い基盤を築いているとは言い難い状況にあります。よって、高速道路整備を一つの契機としながら、観光施設の整備・拡充や観光PRの充実を図りながら、新市に相応しい観光業の振興に努めます。

(7) 連携と交流による地域の活性化

連携・交流の促進

地理的、社会的環境の異なる地域に住む人々との交流は、新たな発想、地域特性の再発見、住民の地域への誇りや愛着の醸成を図ることになります。また、交流から連携へのステップを踏むことになれば、経済的・産業的にも少なからずの好影響が期待され、地域を活性化することもできます。よって、新市では姉妹都市との交流や隣接地との交流などを積極的に図ります。また、国際化の時代に相応しい国際感覚を身につける契機となるように、国際交流を積極的に推進します。

(8) 人にやさしい行政と地域コミュニティの育成

住みやすいまちづくりの推進

地方分権が進展する中、地方には、自主性・自立性を持ったまちづくりが求められています。また、住民ニーズやライフスタイルの多様化・高度化によって、行政のみのまちづくりに限界がみえはじめています。したがって、今後のまちづくりには、住民の市政への参加を促進し、住民と行政の連携した取組み、すなわち住民と行政の協働が不可欠です。よって、住民が自ら判断するための



3. 新市建設の基本方針

行政情報を開示し、発言できる場を提供するとともに、市民との懇話会やワークショップなどによる住民ニーズの把握に努めます。また、地域コミュニティを支える自治会や、地域のために活動するボランティア団体等とも連携を図り、住民にやさしい開かれた行政のもとにまちづくりを推進していきます。

■計画実現のために

(9)健全な財政と効率的な行政の実現

行財政運営の効率化

経済情勢の悪化と少子・高齢化の到来によって財政状況は硬直化しています。このような財政の硬直化を打破し健全化するために、行財政の効率化・合理化を図り、財政基盤の強化に積極的に取り組みます。特に、中長期的な観点からは自主財源の確保につながる地域経済の活性化や市税・使用料・補助金の見直しを図ります。

また、地方分権社会に相応しい新しい行政システムの構築を目指すとともに、すべての行政サービスにかかる費用が住民の税金によって賄われ、そのサービスの受け手が住民であるという原点に立ち返り、行政運営を簡素で効率的なシステムとして確立し、政策形成機能や総合調整機能の向上を図ります。

新市建設計画体系図

ー基本方針ー

ー新市の施設（施策の大綱）ー

ー基本目標ー （まちづくりの方向）

自然と共生した
快適なまちづくり

個性あふれる
元気なまちづくり

交流をはぐくむ
融和のまちづくり

ー将来像ー

豊かな自然のなかで
人々が連携し
潤いと活力に満ちた
ふれあい都市

やすらぎを誘う
自然環境の実現

一体的な交通体系の整備と
都市機能の充実・強化

ゆとりと潤いのある
安全・安心社会の実現

健やかで心ふれあう
福祉の充実

創造力を育む教育と
地域文化の振興

地域特性を生かした
産業づくりの推進

連携と交流による
地域の活性化

人にやさしい行政と
地域コミュニティの育成

計画実現のために

健全な財政と効率的な
行政の実現

1. 自然環境の保全と活用

1. 総合的な環境政策の推進 2. 河川環境の整備
3. 森林の保全と活用 4. 海域の環境保全

2. 生活基盤の整備

1. 道路網の整備 2. 公共交通の整備 3. 市街地の整備
4. 水道施設の整備 5. 生活排水処理施設等の整備

3. 生活環境の整備

1. 住環境の整備 2. 公園・緑地の整備 3. 環境衛生の推進
4. 防災体制の強化及び国土保全の推進 5. 消防・交通安全の推進
6. 情報・通信の整備 7. 防犯体制の充実

4. 保健・医療と福祉の充実

1. 保健・医療の充実 2. 高齢者福祉の充実 3. 障害者福祉の充実
4. 地域福祉の充実 5. 子育て支援の充実

5. 教育・文化の充実

1. 学校教育の充実 2. 社会教育の推進 3. 社会体育の振興
4. 地域文化の保存・継承及び芸術文化の振興

6. 産業の振興

1. 農業・畜産の振興 2. 林業の振興 3. 水産業の振興
4. 商工業の振興 5. 観光・レクリエーションの振興
6. 創業・就業支援策の強化 7. 地域ブランドの確立

7. 連携・交流の促進

1. 地域間連携・交流の推進 2. 国際交流の推進

8. 住みやすいまちづくりの推進

1. 開かれた行政への取組 2. 住民活動支援の推進
3. 男女共同参画社会の実現

9. 行財政運営の効率化

1. 健全な財政運営 2. 行政システムの充実
3. 総合的な土地利用の推進

4. 土地利用等

■土地利用

(1)基本方針

土地利用にあたっては市域全体の調和のとれたまちづくりを推進していくため、それぞれの地域の持つ自然環境を生かしながら、快適なゆとりある環境を確保するとともに、資産として将来へ引き継いでいくべき良好な自然環境の保全とその多様な活用を図ります。

また、利便性の高い市民生活や機能的な生活環境を確保するため、公共施設等を適正に配置するとともに、幹線道路や公共交通体系の整備による地域相互の連携が保たれた地域構造を形成します。

さらには、都市計画制度など適正な土地利用の制限による、秩序ある合理的な土地利用を推進します。

(2)重点的な課題

本地域は従前より一体的な地域として発展してきたものの、高いモビリティが求められる現代社会においては、より一層の時間的・空間的一体化が必要となっています。また、一体化の推進は高機能施設の有効活用にもつながり合併の大きな効果と考えられます。よって、新市域内の循環性を高める道路整備は喫緊の課題です。

もちろん、道路整備のあり方は土地利用に大きく影響するものです。よって、道路整備と土地利用は一体的に推進します。その際、以下の点について重点的に遂行します。

- ①中心市街地（都市部）と周辺地域とを結ぶ道路の整備
- ②新市が一体的に発展するための循環型道路網の整備
- ③高速道路の早期整備

■地域構造

新市の地域構造は商工業や都市機能が集積している市街地地域と、その周辺に位置する山間部地域と海岸部地域に大きく分れます。山間部地域は国道10号、326号、県道三重弥生線、小野市重岡線等によって、海岸部地域は国道217号、388号、県道色宮港木立線、梶寄浦佐伯線等によって市街地地域と結ばれており、日常的に様々な往来がなされています。しかしながら、山間部地域と海岸部地域を直接結ぶ道路網は乏しい状況となっています。

新市域外とのアクセスについては、新市を南北に通る国道10号や326号は大分と宮崎を結ぶ幹線となっているほか、佐伯港からは四国の宿毛へのフェリーも就航しており、交通の要衝となっています。ただし、高速交通網としては整備されておらず、東九州自動車道の整備に大きな期待が寄せられています。

(1)市街地地域

本地域は新市の北東部に位置する新市のなかでは唯一の平坦な地域です。古くから城下町として栄えたこともあって、第2次産業、第3次産業が



4. 土地利用等

発達し、都市的な機能が集積した地域です。海岸部にも山間部にも立ち寄りやすく、両地域の良さも活かすことのできる地域でもあります。また、近年は郊外化が進み周辺部の開発が進んでいます。ただし、その一方では郊外化の影響等によって中心市街地の商業を中心とした都市機能集積が低下しており大きな課題となっています。

(2)山間部地域

本地域は新市の西域に位置する中山間地域です。農林業を主要産業としており、番匠川の河川流域では、日本一収穫の早いソバの生産などが行われています。また、施設栽培が推進されており、野菜、花きの産地化や茶等の地域特産品の開発が進められています。さらに近年は、清流をはじめとした地域資源を生かした環境保全型の観光産業が振興されています。しかしながら、過疎化・高齢化に歯止めがかからない状況が続いており、耕作放棄地や森林の荒廃の問題が生じつつあります。

(3)海岸部地域

本地域は新市の東域にあたる豊後水道に面した海岸地域です。リアス式海岸特有の入り組んだ入江によって構成されており、海岸部に位置するものの平坦な地域には乏しい状況にあります。本地域は海洋資源に恵まれており、水産業と水産加工業が主要産業となっています。近年は資源管理型の水産業が振興されるなど自然との共生が図られているものの、漁場の疲弊や後継者不足などの課題も生じています。そういった中、海の持つ多面的な魅力を活用した観光振興に大きな期待がか

かっています。

■地域別整備の方針

先にみたように、新市の地域構造は商工業や都市機能が集積している市街地地域と、その周辺に位置する山間部地域と海岸部地域に大きく分れます。この地域構造は今後も大きくは変化しないとみられますが、高速道路整備の進展や新市になることによる一体化の醸成により、市街地地域ではさらなる都市機能の高度化が必要になると思われます。そのため、周辺地域においては都市機能の高度化の恩恵を十分に受けられるような配慮が求められるとともに、地域の特徴を十分に生かした地域づくりを推進する必要があります。例えば、山間部においては各地区の中心となっている主要道路の沿線部や美しい清流を活用できる観光等の地域整備は重要となります。また、海岸部については主力の水産業、造船業などの強化・連携を図りながら、観光振興を行っていく必要があります。

ただし、人口の自然減社会となり財政が逼迫している状況では、メリハリの効いた効率的な投資が求められますし、既存のストックを十分に活用していくことが必要となります。また、一方で高速道路整備などの新規投資が見込める地域では集中的にそれらの投資をテコにした地域戦略が求められます。

以上のような観点に立って、新市では以下の5つにゾーニングして整備を進めていくものとします。

(1)市街地ゾーン

本ゾーンはＪＲ佐伯駅や佐伯港、仲町、大手町などの商業や都市機能が集積した地域と、それらに隣接した郊外地域からなるゾーンです。郊外地域は新たな都市機能や商工業機能の受け皿として期待されており適切な誘導を図っていきます。とりわけ、高速道路の佐伯ＩＣ（仮称）については計画的な整備を推進します。また、従来からの中心市街地については各種機能の再配置を含めた再活性化策を進めていきます。

本ゾーンは新市にとっての高度都市機能を有する地域です。よって、その効果が十分に新市全域に及ぶようなインフラ整備等を図ります。

(2)親水流域沿道ゾーン

本ゾーンは山間部地域の主要道路沿線を中心としたゾーンです。具体的には国道10号、326号、県道三重弥生線沿線にあたります。山間部においても生活に密着した商業、医療、福祉といった各種機能は必要です。このゾーンでは、各種生活機能の整備を図ります。また、ＵターンやＩターンの方々を対象とした住宅整備についても適宜検討します。

一方、本ゾーンには新市が誇るべき美しい清流が流れています。よって、清流を生かした親水公園、キャンプ場などの整備を進めていきます。

(3)多機能型森林ゾーン

本ゾーンは山間部の大部分を占める森林ゾーンであり、豊かな山の恵みを与えてくれるゾーンで

もあります。この豊かな山の恵みを将来の世代に引き継いでいけるように各種整備を図ります。本ゾーンでは農林業を主要産業とし、しいたけ等の特用林産物、野菜、花きの産地化や茶等の地域特産品の振興が図られてきましたが、高速道路ＩＣや市街地地域との連携を図りながら、これらの地域産業を振興します。また、同時に自然との共生ができるグリーンツーリズム等の農山村型の観光開発を進め、“癒し”の空間としての整備を図ります。

(4)海域沿道ゾーン

本ゾーンは海岸地域の主要道路沿線を中心としたゾーンです。具体的には市街地ゾーンを除いた国道217号、388号、県道佐伯蒲江線、古江丸市尾線、色宮港木立線、梶寄浦佐伯線沿線等にあたります。市街地以外の海岸部においても生活に密着した商業、医療、福祉といった各種機能は必要です。このゾーンでは、各種生活機能の整備を図ります。また、ＵターンやＩターンの方々を対象とした住宅整備についても適宜検討します。

一方、本ゾーンの多くは美しい海岸線を形成しています。よって、景観整備を図るとともに、海岸線を生かした親水公園、キャンプ場などの整備を進めていきます。

(5)黒潮海洋ゾーン

本ゾーンは新市の東側にあたる海岸地域を中心としたゾーンです。本ゾーンでは恵まれた海洋資源のもと水産業や水産加工業、さらには造船業が発展してきました。本ゾーンでは高速道路ＩＣや



IV新市建設の基本方針

4. 土地利用等

市街地地域との連携を図りながら、これらの地域産業の振興を図っていきます。また、ブルーツーリズムなどの観光開発を進めていきます。

新市のグランドデザイン

(土地利用構想)



「豊かな自然のなかで人々が運搬し、
潤いと活力に満ちたふれあい都市」をめざします。

親水流域沿道ゾーン

本ゾーンは山間部の大部分を占める森林ゾーンであり、農林業を支える豊かな山の恵みを与えてくれるゾーンでもあります。
本ゾーンでは農林業の活性化を図るための各種整備を行うとともに、豊かな山の恵みを保全することに努めます。また同時に自然との共生がでるグリーンツーリズム等の農山村型の観光開発を進めていき、癒しの空間としての整備を図ります。

多機能型森林ゾーン

本ゾーンは山間部の大部分を占める森林ゾーンであり、農林業を支える豊かな山の恵みを与えてくれるゾーンでもあります。
本ゾーンでは農林業の活性化を図るための各種整備を行うとともに、豊かな山の恵みを保全することに努めます。また同時に自然との共生がでるグリーンツーリズム等の農山村型の観光開発を進めていき、癒しの空間としての整備を図ります。

市街地ゾーン

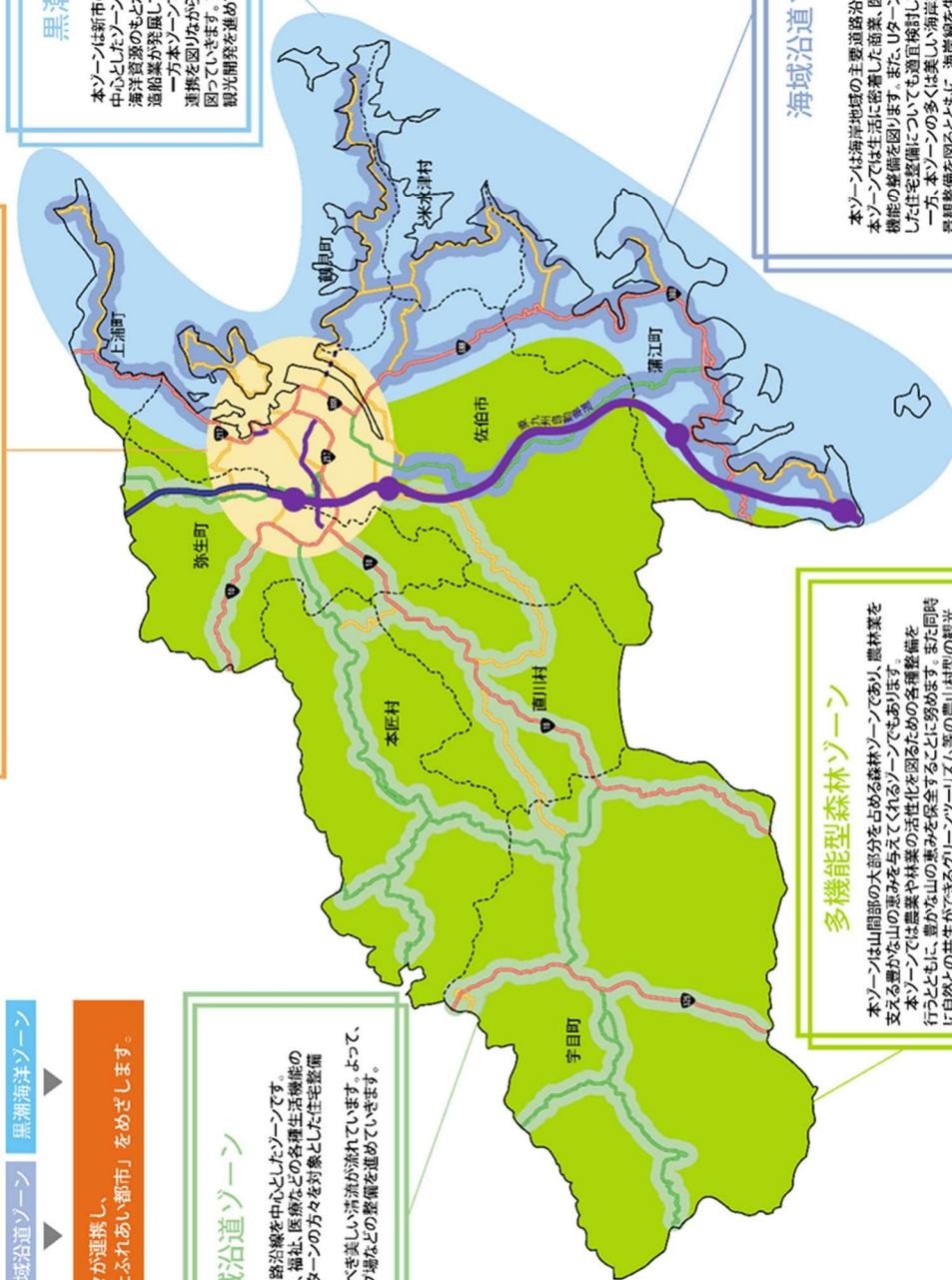
本ゾーンでは、郊外部については新たな都市機能や商業機能の受け皿として適切な誘導を図っていきます。とりわけ、高速道路の佐伯IC(仮称)については計画的な整備を推進します。一方、従来の中心部については各種機能の再配置を含めた再活性化策を進めていきます。(平成27年3月策定「佐伯市都市計画マスタープラン」)
本ゾーンは新市にとっての高度都市機能を有する地域です。よって、その効果が十分に新市全域に及ぶようなインフラ整備等を図ります。

黒潮海洋ゾーン

本ゾーンは新市の東側にあたる沿岸地域を中心としたゾーンです。本ゾーンでは恵まれた海洋資源のもと水産加工業、さらには造船業が発展してきました。
一方本ゾーンでは高速道路にや市街地地域との連絡を図りながら、これらの地域産業の振興を図っていきます。また、フルーツリズムなどの観光開発を進めていきます。

海域沿道ゾーン

本ゾーンは海岸地域の主要道路沿道を中心としたゾーンです。本ゾーンでは生活に密着した商業、医療、福祉といった各種生活機能の整備を図ります。また、Uターンやターンの方々を対象とした住宅整備についても適宜検討します。
一方、本ゾーンの多くは美しい海岸線を形成しています。よって、景観整備を図るとともに、海岸線を生かした緑水公園、キャンプ場などの整備を進めていきます。



新市の道路整備構想

凡例

一般国道	一般県道
主要地方道	一般市道
東九州自動車道	都市計画道路
市道	

一般国道	
主要地方道	
一般県道	
東九州自動車道	
都市計画道路	
市道	

凡例



V 新市の施策



V新市の施策

1. 自然環境の保全と活用

基本方向

本地域が有する豊かで美しい自然環境は、住民生活の基盤であると同時に、まちづくりを進めるための貴重な地域資源でもあります。

一方で、社会経済活動の拡大に伴って、大気、水、土壌などの環境悪化は地球規模で進んでおり、年々深刻化しています。

今後は、環境に配慮した開発に努めると同時に、環境保全施策を積極的に進めていくことが重要になります。さらに、多様な自然環境を活用したまちづくりを展開することにより、自然共生型の魅力ある地域をつくり出すことが必要です。

施策の方針

(1)総合的な環境政策の推進

自然環境を守り育てていくためには、住民、事業者及び行政が相互に連携し、環境施策を総合的かつ計画的に推進していくことが必要です。

そこで、本地域に住む人々への指針を示すために、環境基本計画や地域温暖化対策実行計画及び地域推進計画等の策定を行います。また、これらに基づく行動を継続的なものとするため、自然環境に関するデータを積極的に公開するとともに、環境教育を一層推進し、住民の意識の啓発・高揚を図っていきます。

公害の発生源に対しては、監視・測定体制を確立し、規制・指導の充実を図ります。また、大規模な開発事業等を実施する場合には、環境アセスメントの活用によって、あらかじめ環境に与える影響について、調査・予測・評価を行い、自然環

境の破壊を未然に防ぎます。

一方で、行政自らが環境に配慮した取組みを率先して進めるために、環境マネジメントシステムの導入を図ります。

(2)河川環境の整備

本地域の中央部を流れる番匠川は、九州屈指の清流を誇ります。また、番匠川を中心に数多くの中小河川が存在し、豊かな地域文化を育んでいます。

美しい景観を見せるこれらの河川も、豪雨による出水、土石の流出等によって、住民生活、産業、交通などの面において問題を発生させることがあります。そのため、河川改修工事のほか、堆積土砂や流木の除去などの保全施策の充実も図らなければなりません。

一方で、水辺は貴重な水と緑の空間であり、人々のところに潤いを与えるものとして注目されています。今後は、河川の水質保全、水生動植物が棲息できる環境づくりを進めると同時に、周辺の景観や流域整備と一体となった河川改修によって、住民の憩いの場となり、新市のシンボリックな役割を果たす水辺空間の創造を図っていきます。さらに、美化運動など、水辺の環境保全への参加を通して、住民の自然環境保全に対する意識醸成を図ります。

(3)森林の保全と活用

本地域の総面積のうち、約9割は森林で占められています。これらの森林は、先人達の営々とした努力によって守り育てられてきたものです。森

林は、木材の生産、特用林産物の生産のほか、水資源の涵養、土砂災害の防止等の公益的機能を有しています。さらに、生物等の生態系の維持や地球温暖化の防止など、環境の改善を図るうえで重要です。また、人々が自然とふれ合う保健・レクリエーションの場としても機能しています。

今後は、これら多面的な機能を最大限に活用することが重要です。そのため、森林整備の推進等により豊かな自然環境を維持していく必要があります。また、快適な生活環境や美しい景観の維持・創造の観点を踏まえ、間伐や植林などの森林整備と併せて、人々が自然と気軽にふれあうことができるような森づくりも進めていきます。

(4) 海域の環境保全

豊後水道に面している本地域の東部は「日豊海岸国定公園」に指定されており、日本でも有数の美しい海と海岸を有しています。本海域内の上浦町・瀬会海水浴場は、良好な水質や優れた景観が評価され、「日本の水浴場88選」さらに、蒲江町・元猿海岸が、「日本の渚百選」にも選ばれています。この美しい海は、観光資源の一つであるとともに、豊富な魚介類を育む豊かな海でもあります。

漁業地域においては、水産資源の棲息環境を改善し、自然環境と調和した漁港・漁場・漁村づくりを進めるとともに、漁村で生活する人々の生活改善を進めます。また、漁場クリーンアップ事業により海面環境の保全に努めるとともに、生活排水や生産活動に伴う雑排水による漁場汚染の未然防止に努めます。

港湾の沿岸域では、多様な生物の棲息が可能な自然環境を確保するとともに、港湾整備によって

発生する浚渫土の有効的な再利用を図ります。さらに、住民の憩いの場となる、豊かで潤いのある親水空間の整備を進めます。

海浜域についても、生態系や自然環境に配慮した整備を行い、住民との協働によって、美しい景観を有する海岸づくりを進めます。





V新市の施策

1. 自然環境の保全と活用

1. 自然環境の保全と活用に関する主な事業

重点プロジェクト

◎一体的な環境政策の推進により、自然環境の保全と活用に努めます。

主な施策

施 策 名	主 要 事 業 の 概 要
(1)総合的な環境政策の推進	【ソフト事業】 ◎環境基本計画、地域温暖化対策実行計画等の策定 ◎環境教育・環境学習の推進 ◎公害の監視・測定体制の確立 ◎環境アセスメント活用の充実 ◎環境マネジメントシステムの導入
(2)河川環境の整備	【ハード事業】 ◎河川等の改修 ◎水辺空間の創造 ◎河川の保全（堆積土砂の除去等） 【ソフト事業】 ◎河川環境の保護（清掃・草刈り）
(3)森林の保全と活用	【ハード事業】 ◎森林居住環境の整備 【ソフト事業】 ◎植林の推進 ◎原生林の保護
(4)海域の環境保全	【ハード事業】 ◎海浜の整備 【ソフト事業】 ◎海岸保全対策 ◎漁場のクリーンアップ ◎海域環境の保護

2. 生活基盤の整備

基本方向

主要な国道、県道、市道、都市計画道路の改良・整備を促進し、各地域間を結ぶ循環型の道路網を整備し、東九州自動車道の早期実現を図るとともに、高速道路の効果を活用していくために佐伯IC（仮称）及び蒲江IC（仮称）周辺における総合的な整備・開発に取り組めます（平成27年3月東九州自動車道管内開通）。

また、中心市街地整備を進め、活気ある違い地を創造するとともに、地域住民の日常生活を支える公共交通機関の利便性の向上に努めます。

さらには、上水道と生活排水処理施設を整備し、市民の衛生的で健康的な生活環境の改善に取り組むとともに、美しい河川や海域を水質汚濁から守るように努めます。

施策の方針

(1)道路網の整備

住民生活の利便性向上や産業の発展において、道路網は最も重要な基盤の一つです。新市は、大分県全体の約14%を占める903.14平方キロメートル（大分市の約2.5倍）という広大な市域面積を有していますが、このなかには急峻な山間部や海岸部等が含まれており、道路の状態や線形が、あまりよくないものも存在しています。新市では、地域間の連携・交流が推進できるよう市域内の交通条件を改善するために、各地域間を結ぶ循環型の道路網整備に取り組めます。

国道や主要な県道の線形改良や拡幅について、早急に実現するように国や県に積極的に働きかけていきます。同時に、住民の生活道路である市道

や都市計画道路の整備にも積極的に取り組めます。

また、道路整備に際して、美しい自然環境と調和するように景観にも配慮し、清掃や草刈り等による既存の道路環境の整備や、花いっぱい運動を推進していきます。

(2)公共交通の整備

現在、平成20年までの完成を目指して、東九州自動車道の津久見IC－佐伯IC（仮称）間の整備が急ピッチで進められています。また、将来的には東九州自動車道は、蒲江IC（仮称）を経て鹿児島まで開通する予定です。高速道路の開通は、新市の発展のポテンシャルを上げる大きな可能性を秘めています。新市では、高速道路の早期完成を目指して整備の促進に努めるとともに、その効果を引き出し地域全体の活性化を図るために、アクセス道路等を含めた佐伯IC（仮称）と蒲江IC（仮称）周辺の総合的な整備・開発に取り組めます。また、港湾は、地域産業活動を支える流通拠点としても重要な機能を果たしていることから、整備促進を図ります。

地域内の主要交通手段となっている定期バスは、近年、利用者の減少という問題に直面しています。定期バスは、年少者の通学や高齢者の通院、買物などの重要な交通手段であることから、新市では、定期路線の維持に努めるとともに、利便性の確保に取り組めます。また、離島への定期航路についても、通勤や通学だけでなく、日常必需品や郵便物等の重要な生活物資の輸送を担っていることから、これらの航路の維持に努めます。鉄道に関しても、地域住民の重要な通勤・通学的手段となっていることから、利便性を向上させるための増便や高速



V新市の施策

2. 生活基盤の整備

化（複線化）等を要請していきます。

(3)市街地の整備

少子・高齢化の進行や、長期の経済不況にともなう大規模事業所や商業施設の閉鎖によって、中心市街地から活気やにぎわいといったものが失われつつあります。新市では、都市計画マスタープランを作成し、街路整備や中心市街地の再開発、土地区画整理を推進することによって、高次の都市機能を有した、にぎわいや活気のある市街地の整備に努めます。

(4)水道施設の整備

水道施設は、市民生活や生産活動に欠かせない、生活用水等を得るために不可欠な施設です。本地域には多くの河川があることから、生活用水や工業用水の水源としては主に豊富な表流水や地下水を利用しています。新市では、将来の水需要に対応するために、上水道の区域拡張や簡易水道、飲料水供給施設の整備を行い、取水や利水のための施設整備に努めるとともに、水源の確保と水質の改善に努めます。

(5)生活排水処理施設等の整備

下水道をはじめとした生活排水処理施設は、快適な居住環境と、健康で文化的な市民生活を維持するために欠くことのできない重要な施設です。これらの生活排水施設はまた、美しい河川や海域の水質汚濁を防止するためにも、早急に整備が必要とされています。

新市では、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、コミュニティ・プラント等の各種生活排水処理施設の整備に積極的に取組むとともに、これらの公共排水処理施設の整備が困難な地域では、合併処理浄化槽の設置に対して補助等を行い整備促進に努めます。



2. 生活基盤の整備に関する主な事業

重点プロジェクト

- ◎生活圏道路の整備促進により、利便性の向上を図ります。
- ◎地域間交流道路の整備促進により、連携と交流を推進します。
- ◎高速道路の整備促進とＩＣ周辺の整備により、地域の活性化を図ります。

主な施策

施策名	主要事業の概要
(1)道路網の整備	【ハード事業】 ◎国道及び県道の整備促進 ◎市道の整備 ◎都市計画道路の整備 【ソフト事業】 ◎道路環境の整備（清掃・草刈り） ◎花いっぱい運動の推進
(2)公共交通の整備	【ハード事業】 ◎高速道路の整備促進 ◎佐伯ＩＣ（仮称）及び蒲江ＩＣ（仮称）周辺の整備 ◎港湾の整備（平成27年3月東九州自動車道管内開通） 【ソフト事業】 ◎利便性確保等のためのバス対策 ◎運行維持等のための航路対策 ◎高速化（複線化）等のための鉄道対策
(3)市街地の整備	【ハード事業】 ◎土地区画整理の推進 ◎街路整備の推進 【ソフト事業】 ◎都市計画マスタープランの推進
(4)水道施設の整備	【ハード事業】 ◎上水道の整備（区域拡張） ◎簡易水道の整備 ◎飲料水供給施設の整備 【ソフト事業】 ◎水源の確保と水質の改善



V新市の施策

2. 生活基盤の整備

施 策 名	主 要 事 業 の 概 要
(5)生活排水処理施設等の整備	【ハード事業】 ◎公共下水道の整備 ◎特定環境保全公共下水道の整備 ◎農業集落排水事業の整備 ◎漁業集落排水事業の整備 ◎コミュニティ・プラント事業の整備 【ソフト事業】 ◎合併処理浄化槽の設置補助

3. 生活環境の整備

基本方向

美しい自然環境に囲まれつつ、市民生活を快適に過ごせるように、高齢者や障害者に配慮した公営住宅を建設し、Uターン・Iターン者を受入れ、住宅地の造成・分譲を計画的に進め、公園・緑地の整備を図ります。

また、循環型社会・環境調和型社会を実現していくために、廃棄物の減量化・リサイクルや適正処理を推進し、地球環境・地域環境に配慮した施策の積極的な展開に努めます。

さらには、快適で便利な暮らしができるように、各種の情報ネットワーク基盤を整備し、これらを利用した地域情報の発信に努めます。

施策の方針

(1)住環境の整備

少子化による人口減少が進む一方で、核家族化の進行によって、住宅に対する需要は拡大しています。新市では、このような新規の住宅需要に対応していくとともに、定住人口の増加を図ることを目的として、快適で魅力的な住環境の整備に積極的に取り組みます。

また、高速道路が完成すれば、新市に住宅を構えながら、大分市などの他都市に通勤する人々も増加すると思われます。

これらのことを考慮し、新市では、住宅建設マスタープランを策定し、計画的な分譲宅地の造成や住宅地開発を進め、住宅取得を機としたUターン・Iターン者の増加を図るとともに、既存の公営住宅の維持管理や老朽化した住宅の補修・建替

えを進め、定住増進特別対策事業、特定公共賃貸住宅事業等の総合的な施策によって、快適で魅力的な住環境の整備に努めます。

また、高齢化社会の到来にともなう高齢者世帯の増加に対応していくために、シルバーハウジングや福祉重視型住宅、さらには高齢者や障害者の使用を前提としたユニバーサルデザインを取入れた住宅の建設にも積極的に取り組みます。

(2)公園・緑地の整備

本地域は、美しく豊かな水と緑に囲まれています。市街地部では、都市施設としての公園や緑地はそれほど多くありません。公園・緑地は、都市生活に潤いをもたらすだけでなく、児童の安全な遊び場や高齢者の憩いの場としての市民レクリエーションのスペースであり、災害発生時には避難場所としても活用されます。新市では、緑の基本計画を策定し、花の里づくりをはじめとして各種の公園や緑地の整備に取り組みます。

(3)環境衛生の推進

美しい自然を守り、循環型社会・環境調和型社会を実現していくためには、リサイクルや廃棄物処理対策に積極的に取り組んでいかなければなりません。また、健康的で清潔な市民生活を実現していくために、公衆衛生の面でも充実を図る必要があります。

新市では、廃棄物の収集体制を確立するとともに、生ごみ処理機の導入や、リサイクルの更なる推進によって、廃棄物の適正な処理の推進に取り組みます。また行政が率先してISO14001を取得す



V新市の施策

3. 生活環境の整備

ることで、住民の環境に対する意識の高揚に努めます。

公衆衛生の面では、飼い犬の登録及び集団予防注射を進めるとともに、墓地公園の整備を行います。

(4)防災体制の強化及び国土保全の推進

本地域には、地勢が急峻な箇所が多く存在し、降水量も多い気候であることから、土砂崩れや河川の氾濫等の自然災害に対して、防災体制を強化するとともに、国土保全や治山、保安林対策を図っていく必要があります。新市では、総合的な地域防災計画を策定し、地震及び津波対策として、避難施設・避難経路、防災備蓄倉庫等の整備や雨水等排水施設の整備をはじめ、急傾斜地崩壊対策、土石流対策、地すべり対策等の施設整備を進めていきます。また、災害発生時の迅速な住民避難を実現するための防災情報システム、防災ラジオ等の整備や、緊急時に備えるための防災訓練を推進し、住民の安全確保に取り組めます。また、被災後の復旧・復興対策を迅速に行うために必要な道路をはじめとした都市・社会基盤の整備にも取り組めます。

(5)消防・交通安全の推進

新市の消防体制は、昭和47年度から佐伯南郡地域を管轄として消防業務を行ってきた佐伯広域消防を引継ぎます。消防装備・設備の面では、消防機庫の整備や積載車等の購入、老朽化した消防本部庁舎の建替えや防火水槽の整備を行い、より一層の充実に努めます。また人員の面では、消防団の育成を図るとともに、地域の条件の変化に合わせて人員配置の適正化を進めて行く必要があります。また、避難場所の確保や住民の防火意識の高揚にも取り組んでいきます。

交通安全の分野では、自動車や歩行者の交通を妨げないように、駐輪場を整備するとともに、歩道の整備や交通危険箇所へのガードレール等の設置を行うことで、子どもや高齢者が安心して歩けるようなまちにします。また交通安全運動を推進することで、住民意識の高揚に努めていきます。

(6)情報・通信の整備

情報通信基盤の整備は、これからの社会経済において地域の発展を支える基盤となるものです。新市では、CATV施設の整備をはじめとした各種情報基盤の整備を進め、救急医療システムや防災・緊急通信システムなどの各種生活関連通信システムの構築に取り組めます。また、新しい労働形態であるSOHOへの対応や、情報ネットワークや地域イントラネットを利用した地域情報の発信に努めるとともに、子どもから高齢者まであらゆる市民がインターネットなどを利用できるように情報バリアフリーの推進にも取り組めます。

(7)防犯体制の充実

子どもから高齢者まで住民の誰もが、安全に安心して生活していけるようなまちづくりを行うことは、行政が取り組んでいかなければならない重要な事柄のひとつです。新市では、市民・警察などと協働し、外灯設置をはじめとした防犯施設・環境の整備を促進するとともに、犯罪防止のために住民の防犯意識の高揚を図るなど防犯体制の強化に努めます。

3. 生活環境の整備に関する主な事業

重点プロジェクト

◎CATV施設の整備により、各種生活関連通信システムの構築を図ります。

主な施策

施策名	主要事業の概要
(1)住環境の整備	【ハード事業】 ◎公営住宅建設及び建替 ◎特定公共賃貸住宅事業の推進 ◎シルバーハウジング、福祉重視型住宅建設の検討 ◎分譲宅地の造成 【ソフト事業】 ◎住宅建設マスタープランの策定 ◎ユニバーサルデザインの推進 ◎定住増進特別対策事業の推進
(2)公園・緑地の整備	【ハード事業】 ◎各種公園の整備 ◎花の里づくりの推進 【ソフト事業】 ◎緑の基本計画の推進
(3)環境衛生の推進	【ハード事業】 ◎ゴミ収集車の購入等 ◎火葬場の設置 ◎墓地公園の整備 【ソフト事業】 ◎リサイクルの推進 ◎火葬場の管理運営 ◎飼い犬の登録及び集団予防注射 ◎適正な廃棄物処理の推進 ◎生ごみ処理機の普及



V新市の施策

3. 生活環境の整備

施 策 名	主 要 事 業 の 概 要
(4)防災体制の強化及び国土保全の推進	【ハード事業】 ◎急傾斜地崩壊対策 ◎土石流対策 ◎地すべり対策 ◎治山治水対策 ◎雨水等排水施設の整備 ◎防災情報システムの整備 ◎避難施設・避難経路の整備 ◎防災備蓄倉庫の整備 ◎防災ラジオの整備 ◎災害予防関連施設の整備 ◎災害応急対策関連施設の整備 ◎災害復旧関連施設の整備 【ソフト事業】 ◎防災訓練の推進 ◎地域防災計画の策定
(5)消防・交通安全の推進	【ハード事業】 ◎消防機庫の整備及び積載車等の購入 ◎消防庁舎の建設 ◎防火水槽の整備 ◎歩道の整備 ◎ガードレール等の設置 ◎駐輪場の整備 【ソフト事業】 ◎消防団の育成 ◎避難場所の確保 ◎交通安全運動の推進
(6)情報・通信の整備	【ハード事業】 ◎CATV施設の整備 ◎情報ネットワークの整備 ◎地域イントラネットの整備 ◎各種の生活関連通信システムの構築 【ソフト事業】 ◎SOHOへの対応 ◎情報バリアフリーの推進
(7)防犯体制の充実	【ハード事業】 ◎防犯施設の整備（外灯設置等） 【ソフト事業】 ◎防犯意識の高揚等

4. 保健・医療と福祉の充実

基本方向

これからの少子・高齢化の時代を住民一人ひとりが健康で活力あるものにしていくためには、子どもから高齢者まで人生の全てのライフステージにおいて心身共に自立し、健康に生きることが大切です。

そこで、一人ひとりや地域社会全体の生活環境も視野に入れた、生活の質を向上させるための施策を推進していく上で、今後、保健・医療と福祉の各関係機関や地域の各団体間の連携をより一層促進するとともに、地域の中で役割を増しつつある民間ボランティアやNPOを育成支援します。

さらに、地域における子育て支援を推進し、子供が健やかに生まれ育つ環境づくりを行い、地域で協力して健康なまちづくりをめざします。

施策の方針

(1)保健・医療の充実

住民の一人ひとりが生涯を通じて生きがいを持ち、幸福で充実した生活を送るためには健康が必要であり、また、地域で健康づくりを推進していくためには、住民自らが健康を保持増進させる取組を行うだけでなく、それを地域で支援していくことが必要です。そのためには、健康づくり思想の普及啓発のための教育や健康相談の充実、さらには、地域ぐるみで健康づくりに取組むための住民組織の育成や、各種団体との連携・協力の推進体制整備に努めます。

一方、社会全般においてストレス緩和機能が低下しているため、ストレスの軽減を図り、心の健

康づくりを推進していくために、精神保健福祉の正しい知識の普及を図ります。

また、病気になっても安心して医療が受けられるよう、休日当番医制の充実や小児救急への対応など救急医療体制を充実させ、保健医療体制の整備・充実を図ります。さらに、地域医療の充実を図り初期医療を充実させるため、保健医療関係機関・団体が協力して、かかりつけ医制度の定着化を促進します。

(2)高齢者福祉の充実

高齢者が安心して充実した暮らしが送れるように、生きがい活動の支援や在宅福祉サービスの充実を図ります。また、平成12年4月から導入された介護保険制度が効率的かつ機能的に運用できるように、介護保険制度を支える総合的な体制の構築に努めます。さらには、高齢者福祉施設及び介護保険施設の整備や介護保険対象外の在宅福祉サービスの充実に努めます。

他方、これからの高齢社会には「生涯現役」という発想が必要であるという認識に立って、高齢者が長年培ってきた知恵や経験を地域社会に活用するとともに、世代間交流を活発化させ、高齢者の生活をより充実させるような仕組みが必要です。その具体的な支援策の一つとして、高齢者のモビリティ（移動性）を確保するコミュニティ（福祉）バスを運行します。

(3)障害者福祉の充実

真に豊かな成熟社会を築いていくためには、障害のある人々が社会の構成員として自立した生活

4. 保健・医療と福祉の充実

を送ることができるようにノーマライゼーションの理念に基づく地域社会の実現が必要です。そこで新市ではノーマライゼーションの理念で障害者が住み慣れた家庭や地域で安心して生活できるように、身体障害者更生援護施設や知的障害者援護施設及び精神障害者社会復帰施設などの施設整備を図るとともに、住民、民間団体、地域福祉団体との連携を強化し、総合的な障害者（児）福祉を展開します。また、総合的な障害者（児）福祉が具体的かつ確実に遂行できるように障害者（児）計画を策定します。

(4)地域福祉の充実

少子・高齢化の進行、核家族化、女性の社会進出など社会情勢が変化しているなかで、福祉の概念は幅広くなり、そのニーズは多様化するとともに増大しています。そのため、すべての住民が生涯にわたり、地域社会の中で安心して生活のできる質の高い社会を形成していくには、地域や家庭が有している従来からの扶助機能に加えて、ボランティアなどの新しい福祉コミュニティの担い手の育成・活用が肝要となっています。そこで、新市では従来からの福祉コミュニティの重要な担い手である社会福祉協議会への支援をしていくとともに、地域福祉活動の新しい担い手として期待されるボランティアの育成を図ります。また、地域コミュニティの核となる地域福祉センターなどの施設の整備に努めます。

一方、少子化や核家族化は少なからず家庭の養育機能の低下を招いているものと推察されます。そこで民生委員や児童委員との連携を図りながら、児童福祉及び母子（父子）福祉の充実に努め、子

どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを進めます。

さらには、高齢者や障害者などのハンディのある人々が自由に行動でき、地域社会において平等に参加できるように、家庭内だけでなく、まち全体のバリアフリーの推進に努めます。

(5)子育て支援の充実

核家族化の進行や女性の就労機会の増大、週休二日制の定着や学校五日制などの社会変化に伴って子どもを取巻く環境は大きく変化しています。そのため、これまで以上に保育幼児教育施設の果たすべき役割が大きくなっています。よって、新市では利用しやすく、多様なニーズに対応できる保育幼児教育施設の整備拡充を図ります。また、近年問題となっている若い母親の孤立化に対応すべく、子育て支援センターの設置を検討するとともに、地域ぐるみで子育て支援できるよう母親クラブの充実を図ります。

4. 保健・医療と福祉の充実に関する主な事業

重点プロジェクト

- ◎コミュニティ（福祉）バスの運行により、住民福祉の向上を図ります。
- ◎子育て支援センターの設置により、子育てしやすい環境づくりを行います。

主な施策

施策名	主要事業の概要
(1)保健・医療の充実	【ハード事業】 ◎保健・医療施設の整備拡充（保健センター、診療所等） 【ソフト事業】 ◎母子保健医療の充実 ◎老人保健医療の充実 ◎地域医療の充実 ◎精神保健の充実 ◎乳児医療費の助成 ◎不妊治療費助成の検討 ◎健康診査の推進 ◎国民健康保険の充実 ◎健康づくりの推進 ◎救急医療体制の充実 ◎寡婦・母子家庭医療の充実 ◎予防接種事故対策
(2)高齢者福祉の充実	【ハード事業】 ◎高齢者福祉施設の整備拡充（養護老人ホーム、ケアハウス等） 【ソフト事業】 ◎コミュニティ（福祉）バスの運行 ◎高齢者生きがい活動の支援等 ◎敬老福祉の充実 ◎介護保険の充実 ◎在宅福祉サービスの充実 ◎高齢者宅配事業の検討

4. 保健・医療と福祉の充実

施 策 名	主 要 事 業 の 概 要
(3)障害者福祉の充実	【ハード事業】 ◎身体障害者更生援護施設の整備拡充 ◎知的障害者援護施設の整備 ◎精神障害者社会復帰施設の整備 【ソフト事業】 ◎身障者ホームヘルパー派遣事業の推進 ◎重度身体障害者への医療給付 ◎知的障害者への支援 ◎精神障害者への支援 ◎寝たきり重度心身障害者の介護支援 ◎障害者（児）計画の策定
(4)地域福祉の充実	【ハード事業】 ◎社会福祉施設の整備拡充（地域福祉センター等） ◎バリアフリーの推進 【ソフト事業】 ◎地域福祉計画の策定 ◎低所得者福祉の充実 ◎民生委員・児童委員の充実 ◎母（父）子福祉の充実 ◎勤労者福祉の充実 ◎ボランティアの育成 ◎社会福祉協議会への支援
(5)子育て支援の充実	【ハード事業】 ◎子育て支援センターの設置 ◎保育幼児教育施設の整備拡充（保育所、児童館等） 【ソフト事業】 ◎放課後児童保育の充実 ◎母親クラブの充実 ◎いきいき保育の充実 ◎児童福祉の充実 ◎次世代育成支援のための行動計画の策定

5. 教育・文化の充実

基本方向

子どもたちを取り巻く環境が目まぐるしく変化する中で、学歴偏重、詰め込み教育の反省のもと、思いやりや感性など「豊かな人間性」や、自らの課題を見つけ、考え、判断する「生きる力」を育成することが必要となっています。このため、子どもたち一人ひとりの個性に応じ、その潜在的な能力を最大限に伸ばす学校教育の充実に一層努めます。

一方、目まぐるしい社会環境の変化は、ハイモビリティ社会と高度情報化社会をもたらし、人々がどこでも自由に教育機会を選択し学ぶことを可能にしつつあります。このような潮流を的確に捉え、すべての住民が生涯にわたって自らの意思で自由に学べる場を提供できるように、生涯学習社会の形成と社会教育の推進に努めます。また、すべての住民が生涯にわたって健康で充実した生活が送れるように、幼児から高齢者まで生涯の各期それぞれの年齢・体力・個性などに応じた社会体育の振興を図ります。

他方、質の高い生活に加え、心の豊かさが求められるなか、地域文化の役割が見直されています。よって、歴史と風土に培われた地域文化の保存・継承を図ります。また、未来に向けて地域文化の質を高めていけるように、芸術文化の振興に努めます。

施策の方針

(1) 学校教育の充実

児童・生徒の生きる力を育むことを目指し、創

意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するなかで、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めます。また、家庭をはじめ広く地域社会と連携しつつ、地域に開かれた園・学校づくりを推進します。加えて、医療や福祉関係機関等と連携し、障害のある幼児・児童・生徒の社会参加・自立に向けた教育支援体制の充実に努めます。さらに、過疎化・少子化の状況を見極めながら、通学区の変更などを検討するとともに、21世紀に相応しい各々の施設整備を図ります。そして、奨学金制度の創設などによって、教育を受ける機会の均等を図るための支援を行います。

ところで、近年になって本地域では地元中学生が大分市など新市域以外の高校へ進学する例が増加しているため、地元の中学生のニーズに応えられるように中高一貫校の設置など、魅力ある高等学校の実現について関係機関等と協議を進めます。

(2) 社会教育の推進

個性尊重と人間性重視の地域社会・学習社会の構築を目指し、自己啓発によって人間としての潤いと安らぎを感じられる豊かな生涯学習社会を形成するため、社会教育のハード・ソフト両面の「場」の整備に努めます。具体的には、ハード面では公民館、文化芸術ホール・中央公民館併設の市民会館、図書館等の教養文化施設の整備に努めます。ソフト面では成人及び高齢者大学講座などの充実に加えて、住民の多様で高度なニーズに応えるためにサテライトキャンパス（大学の出張所設置）について検討します。

5. 教育・文化の充実

次代を担う青少年の健全育成を推進するため、家庭・学校・地域社会の連携を図り、青少年の自然体験活動やボランティア活動等の体験活動を通じて、自立心や社会性を育てる学校外活動の充実及び青少年の社会参加の促進を図るとともに、家庭教育の充実に努めます。

また、すべての住民に基本的人権が保障され、自由で平等な社会を築くため、地域、学校、企業等で人権教育及び啓発の推進に努めます。

さらには、これまでの地域社会を支えてきた重要な担い手組織である女性団体や青少年団体を社会教育の場と捉え、育成・充実に努めます。

産を保存・活用するとともに、学問的かつ体系的に整理し閲覧できるように歴史・民俗資料館等の整備に努めます。

また、温暖な風土と豊かな自然に育まれ、各地域において伝承されている郷土芸能などの地域文化を継承するとともに、その振興を図ります。

さらには、住民の文化に対する関心をより高めるために各種文化団体を支援するとともに、質の高い芸術文化を鑑賞する機会の提供を図ります。

(3)社会体育の振興

すべての住民が生涯にわたって健康で充実した生活が送れるように、幼児から高齢者まで生涯の各期それぞれの年齢・体力・個性などに応じた健康スポーツ活動を推進します。また、地域活性化と住民の期待にこたえるため、競技スポーツの一層の振興を図り、競技力の全国レベルへの向上を目指します。さらには、新市においてこれまで培ってきたスポーツ文化の伝統を生かし育ていくために、体育施設及び関連施設の整備を図るとともに、各種スポーツイベントの誘致やスポーツ合宿の誘致に努めます。

(4)地域文化の保存・継承及び芸術文化の振興

本地域には柵牟礼城や佐伯（鶴屋）城などの城跡があるほか、佐伯氏から毛利氏へと続く中世から近世への地域文化を今に伝えるものが数多く大切に保存されています。このような地域の文化遺



5. 教育・文化の充実に関する主な事業

重点プロジェクト

- ◎学校施設の整備や奨学金制度の創設により、教育環境の充実を図ります。
- ◎文化芸術ホール・中央公民館併設の市民会館建設により、生涯学習を推進します。

主な施策

施策名	主要事業の概要
(1)学校教育の充実	【ハード事業】 ◎幼稚園及び関連施設の整備 ◎小学校及び関連施設の整備 ◎中学校及び関連施設の整備 ◎給食センター（調理場）及び関連施設の整備 【ソフト事業】 ◎奨学金制度の創設 ◎生活困窮世帯等の就学援助の充実 ◎心身障害児等の就学奨励の充実 ◎通学等補助の充実 ◎児童生徒の健康管理の充実 ◎中高一貫校を含めた高等学校の実現への検討 ◎小・中学校スクールバスの検討
(2)社会教育の推進	【ハード事業】 ◎公民館の整備 ◎文化芸術ホール・中央公民館併設の市民会館建設 【ソフト事業】 ◎人権の教育及び啓発の推進 ◎女性団体の育成、充実 ◎青少年団体の育成、充実 ◎成人及び高齢者大学講座等の充実 ◎サテライトキャンパスの検討（大学の出張所設置） ◎完全週休2日制に対応した教育環境の整備 ◎公民館（分館）活動の充実



V新市の施策

5. 教育・文化の充実

施 策 名	主 要 事 業 の 概 要
(3)社会体育の振興	【ハード事業】 ◎体育施設及び関連施設の整備 【ソフト事業】 ◎健康スポーツ活動の推進 ◎スポーツ大会、交流等の推進 ◎スポーツイベントの誘致（インターハイ等） ◎スポーツ合宿の誘致 ◎競技スポーツの振興 ◎スポーツ推進団体等の育成 ◎優秀な指導者の登用及び育成
(4)地域文化の保存・継承及び芸術文化の振興	【ハード事業】 ◎歴史、民俗資料館等の整備 【ソフト事業】 ◎文化遺産の保存及び活用 ◎地域文化の継承及び振興 ◎芸術文化鑑賞機会の提供 ◎文化財保護基金の創設

6. 産業の振興

基本方向

本地域は、若者の定住を促す就業の場の不足などから、活力ある地域づくりに欠くことのできない若者が地域外に流出している傾向にあります。このような状況を招いた背景には、地域の基幹産業である農林水産業や造船業・鉄工業の低迷があります。よって、新市ではこれらの従来からの基幹産業の振興を図り復権を目指すとともに、新たな地域の基幹産業として期待される観光産業の振興に努めます。また、情報化や循環型社会への移行といった時代のニーズを汲み取りながら、企業誘致や新産業の創出、さらには新規創業の支援などに努め、就業支援を図ります。さらには、地域産業の発展を後押しするために、地域そのものの商品価値を高める「地域ブランド」の確立を進めます。

施策の方針

(1) 農業・畜産の振興

本地域の農業は、農産物価格の低迷もあって農業総生産額は減少しています。また、農家数、農業従事者も減少傾向にありますので、新市では農業後継者の確保・育成に努めるとともに、新たに就農しようとする人に対する支援や、女性の農業経営活動への参画を促すなど、多様な担い手の育成を図ります。また、いちご、ニラ、アスパラガス、ハウスみかん及びキクをはじめとした、付加価値の高い施設園芸作物の栽培を促進するとともに、農産加工品の振興を図ります。

一方で生産基盤を充実させるため、農業農村整

備事業を推進し農用地の生産性を高めます。

他方、畜産については、肉用牛の増頭を推進するとともに、乳用牛、豚、鶏については、低コスト化と高品質化を図ります。家畜の排せつ物の適正処理を推進するため、家畜糞尿処理施設の整備をすすめ、耕種部門と連携した循環型システムの確立を推進します。

(2) 林業の振興

本地域は面積の約 87%を森林が占める林業の盛んな地域です。近年、木質バイオマス発電施設の立地等の影響による木材価格の下支えや需要拡大が促進されていますが、森林所有者の高齢化や担い手不足等の課題があります。よって、新市では地域材の積極的な活用と林業後継者の確保・育成に努めるとともに、林業生産活動の中核的担い手である森林組合の支援を図ります。また、森林の適切な維持・管理と木材の搬出を容易にし、特用林産物の生産性を向上させるため、林道及び作業道の整備を進め、林業経営の効率化を促進するとともに、山村地域の活性化のため生活環境の改善等を図ります。

(3) 水産業の振興

本地域は豊後水道に面し優良な漁場を有しています。しかしながら、近年は乱獲や環境悪化などによる水産資源の減少が大きな課題となっています。そのため、新市では種苗放流を中心とした栽培漁業や資源管理型漁業を推進します。また、漁場環境の悪化の防止や水産資源の保護育成、漁場

6. 産業の振興

生産力の回復を図るとともに、環境に優しい養殖業を推進します。

また、水産市場施設の整備や魚礁・漁港などの水産基盤施設、さらには漁港集落の環境整備を図り、漁業後継者の確保・育成がスムーズに行われるような環境をつくります。

(4) 商工業の振興

近年、購買力の地域外への流出が大きな問題となっていました。大分市を中心に郊外型の大型商業施設が開設されるなど、地域商業並びに地域商業者の置かれた状況はさらに悪化しています。そのうえに、高速道路の整備が進めば購買力の流出にいつそう拍車がかかるものと推測されます。よって、新市の商業振興にあたっては市街地開発と一体となった商店街の活性化など抜本的な対策を講じます。また、融資制度の充実や経営者の経営力・企画力を高める各種交流会・研修会を開催することによって、商店経営の近代化を図ります。さらには、IT社会に対応しつつ購買力の域内循環を高めるために、地域通貨（地域ICカード）の導入を検討します。

一方、工業については、加工、流通、消費、さらには関連設備の製造まで一貫したシステムが域内で確立されており、小規模ながらも「産業クラスター」の体をなしています。よって、クラスターをさらに強固なものとし競争力の向上に努めます。

(5) 観光・レクリエーションの振興

今後の新市の地域産業を考えると、観光業は新たな基幹産業として期待できる数少ない産業の一

つといえます。現状では本地域が有する美しい自然などの地域資源に見合った十分な集客は果たせていませんが、余暇に対する価値観の変化や高速道路整備の進展によって観光業は大きな発展の可能性があります。よって、その可能性を実現するために、地域物産館をはじめとした観光施設を整備・拡充するとともに、域内の各種観光施設などが連携し、観光ネットワークの構築を図ります。併せて、この新たな観光ネットワークを活かしながら、周遊性のある観光ルートを開発し、魅力ある観光地づくりを推進します。

また、豊富で新鮮な食材や地域に継承されている郷土料理・名物料理を生かした「食」のまちづくりを推進し、新しい観光スタイルの確立を目指します。

さらには、新市の美しい自然環境を十二分に満喫できる滞在型観光の取組みとして、農山村部では農家や民宿などを利用して自然などと親しむグリーンツーリズムを、海岸部では海辺での生活体験を通じて身体をリフレッシュさせるブルーツーリズムを、河川の沿岸部ではカヌーや川遊びを通じて清流の豊かさを感じるリバーツーリズムを推進します。

(6) 創業・就業支援策の強化

造船業などの重厚長大産業の長期間にわたる景気低迷や、農林水産業の不振は、地域経済に大きな打撃を及ぼすとともに地域の雇用の場を奪う結果となっています。よって、新市では新たな雇用の場を確保するために、工業団地の整備について検討するとともに、企業誘致推進室の設置などによって、企業誘致をよりいっそう推進します。ま

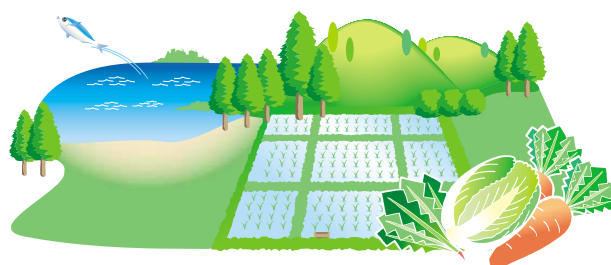
た、これまで培ってきた地域産業の技術やノウハウを活用しながら、環境産業やＩＴ産業などの新産業の創出を支援していきます。

中・長期的にはわが国の企業社会は、大企業中心から中小企業中心の構造へ転換すると推察されます。よって、これまで以上にベンチャー企業の育成など新規創業への支援を図るとともに、起業の風土を構築していくために、起業家（化）への支援・育成を図ります。

また、地域産業を支える技能者の育成を図ります。

(7)地域ブランドの確立

地域ブランドの確立は、地域産業の活性化を図るうえで重要戦略の一つとなっています。そこで、新市の地域産品の流通体制を確立し、市場開拓・販路拡大を支援するとともに、地域そのもののPR、農林水産物等のブランド化を推進します。また、域内への観光客や入込み客にも地域産品をアピールできるように地産・地消を推進し、大都市住民をターゲットに地域としてのアンテナショップの設置を検討します。さらには、消費者ニーズにあった地域産品の開発に努めます。



6. 産業の振興

6. 産業の振興に関する主な事業

重点プロジェクト

- ◎情報発信施設(地域物産館)の整備により、自然と食の観光づくりを推進します。
- ◎観光施設等の連携により、観光ネットワークの構築を図ります。
- ◎企業誘致推進室の設置等により、企業誘致を推進します。
- ◎ベンチャー企業等の育成により、新規創業を支援します。
- ◎販路拡大の支援等により、農林水産物等のブランド化を推進します。

主な施策

施 策 名	主 要 事 業 の 概 要
(1)農業・畜産の振興	【ハード事業】 ◎農道の整備・舗装 ◎中山間地域総合整備事業等の促進 ◎ハウス等栽培施設の導入 ◎堆肥製造施設の整備 ◎肉用牛・乳用牛・豚・鶏飼養管理施設の導入 【ソフト事業】 ◎農業後継者の育成 ◎多様な担い手の育成 ◎技術者の育成 ◎各種融資に係る利子補給 ◎優良品種の推進 ◎振興作物の栽培促進 ◎各種団体への業務支援 ◎農産物及び加工品の振興 ◎廃ビニール対策の検討

施 策 名	主 要 事 業 の 概 要
(2)林業の振興	【ハード事業】 ◎林道の整備・舗装 ◎作業道の整備 ◎林業施設の整備 【ソフト事業】 ◎林業後継者の育成 ◎間伐の促進 ◎有害鳥獣被害防止対策 ◎特用林産物の生産支援 ◎各種団体への業務支援 ◎間伐材の有効利用 ◎地域材の積極的な活用 ◎森林整備地域活動支援交付金制度の活用
(3)水産業の振興	【ハード事業】 ◎漁港及び漁港集落環境の整備 ◎漁場機能の高度化 ◎海面漁業養殖の高度化 ◎水産市場施設の整備 ◎水産基盤施設の整備 【ソフト事業】 ◎漁業後継者の育成 ◎栽培漁業の推進 ◎各種融資に係る利子補給 ◎種苗放流の推進 ◎各種団体への業務支援 ◎内水面漁業の振興 ◎資源管理型漁業の推進 ◎養殖業の振興
(4)商工業の振興	【ソフト事業】 ◎市街地活性化の推進 ◎商店街の活性化 ◎商店経営の近代化 ◎中小企業用各種貸付制度の充実 ◎地場産業の育成 ◎商工会・商工会議所への支援 ◎農林水産加工業の振興 ◎地域通貨（地域ＩＣカード）導入の検討



V新市の施策

6. 産業の振興

施 策 名	主 要 事 業 の 概 要
(5)観光・レクリエーションの振興	【ハード事業】 ◎情報発信施設（地域物産館）の整備 ◎観光施設の整備・拡充 【ソフト事業】 ◎観光PRの充実 ◎観光ネットワークの構築（観光ルートの開発） ◎各種イベントの開催 ◎観光協会への支援 ◎グリーンツーリズム、ブルーツーリズム、リバーツーリズムの推進
(6)創業・就業支援策の強化	【ハード事業】 ◎工業団地整備の検討 【ソフト事業】 ◎企業誘致推進室の設置等による企業誘致の推進 ◎シルバー人材センターへの支援 ◎新規創業の支援（ベンチャー企業の育成等） ◎新産業創出への支援（環境産業等） ◎起業家（化）への支援・育成 ◎技能者の育成
(7)地域ブランドの確立	【ソフト事業】 ◎流通体制の確立及び販路拡大等の支援 ◎地域特産品の開発支援 ◎地域PRの推進 ◎アンテナショップ設置の検討 ◎消費拡大PRの推進 ◎地産・地消の推進

7. 連携・交流の促進

基本方向

社会生活、経済、文化など、あらゆる面で活力のある地域をつくるには、本地域を、他地域の人々が絶えず訪れる交流の場とすることが必要です。そのためには、新市の住民が連携し、一体となって魅力ある地域をつくっていかねばなりません。

さらに、地理的、社会的環境の異なる地域に住む人々との交流を進めることによって、新たな発想、地域特性の再発見、住民の地域への誇りや愛着の醸成を図ることが重要です。

施策の方針

(1)地域間連携・交流の推進

新市の一体感を醸成するため、新市ふるさとまつりの開催などによって、市域内における各地域間の連携と交流を促進します。

一方、高速道路の開通、情報インフラの整備・拡充などによって、地域間の連携・交流の範囲・可能性が広がっています。これを機に、県内他地域との交流を充実させるとともに、県・九州の枠を越えた交流を促進することによって、活気ある地域をつくり出すことが必要です。

そのため、姉妹都市制度の活用により、教育、文化・芸術、スポーツ、産業などを通じた民間主体の交流を促進します。また、都市部との交流を積極的に進めるため、玄関口となる佐伯IC（仮称）周辺における交流拠点づくり、滞在型施設などの整備を総合的に進めます。

さらに、地域情報を積極的に発信することに

よって、経済、文化など各界で活躍している郷土出身者の愛郷心を高めるとともに、それらの人々との連携・交流を進め、まちづくりへの参画を促します。

(2)国際交流の推進

急速に進む国際化に対応するためには、外国語や各国の歴史を学ぶと同時に、実際の経験を通して、外国の文化・生活への理解を深め、国際感覚にあふれる人材を育成していくことが重要です。また、外国の人々との交流を通じて、より広い視野に立ったまちづくりを進めることが可能になります。

新市では、姉妹・友好都市交流の一層の充実を図るとともに、外国青年招致事業の活用によって国際交流員を迎え、行政、学校、民間団体が主催する地域イベント等での住民との交流を促進します。そのための拠点として、交流促進施設の整備拡充を図ります。

また、住民に対する海外派遣研修の実施や、民間団体等が行う国際交流・協力活動への支援などを通して、住民の国際的な意識の涵養を図ります。また、このような活動を通して得られた経験や知識を、まちづくりに活かすためのシステムをつくります。



V新市の施策

7. 連携・交流の促進

7. 連携・交流の促進に関する主な事業

重点プロジェクト

◎新市ふるさとまつりの開催により、連携と交流を推進します。

主な施策

施策名	主要事業の概要
(1)地域間連携・交流の推進	【ソフト事業】 ◎新市ふるさとまつり（一大イベント）の開催 ◎国内における姉妹都市交流の推進 ◎県外隣接地域との連携・交流の推進 ◎郷土出身者との交流の推進 ◎新市内の連携・交流の促進
(2)国際交流の推進	【ハード事業】 ◎交流促進施設の整備拡充 【ソフト事業】 ◎海外の姉妹都市等との交流推進 ◎国際交流員の招致 ◎海外研修制度の充実

8. 住みやすいまちづくりの推進

基本方向

地方分権が進展する中、地方には、自主性・自立性を持ったまちづくりが求められています。地域の個性を活かして、魅力ある地域をつくるためには、住民の市政への参加を促進し、住民と行政の連携した取組みが不可欠です。新市では、住民が自ら判断するための行政情報を開示し、発言できる場を提供するなど、住民参加のシステム整備を行う必要があります。

また、コミュニティを支える自治会や、地域のために活動するボランティア団体などとも連携を図り、住民に開かれたまちづくりを推進していきます。

施策の方針

(1)開かれた行政への取組

住みやすい地域をつくるためには、その地域で暮らす住民の声を行政施策に反映させることが不可欠です。さらに、住民がまちづくりへの関心を高め、自ら主体的に行動することが、誇りと愛着の持てる、個性的で魅力ある地域の実現につながります。

そのため、行政サービスに関する住民の意見を聴取できる機会を拡充すると同時に、行政情報を積極的に開示するなど、行政活動の透明性を高めることによって、住民と情報の共有を図っていく必要があります。

新市では、住民との行政情報の共有化を図るため、ケーブルテレビやインターネットの活用などによって公聴・広報活動を充実・強化するととも

に、情報公開コーナーの設置等によって、住民が気軽に行政情報を得ることができるような体制整備を進めます。

また、各種計画に住民の意見を反映させるため、地域審議会をはじめ、各種審議・協議会などへの住民の起用を拡大し、開かれた行政を目指します。

(2)住民活動支援の推進

人口の減少、生活行動圏の拡大などによって、地域連帯意識の希薄化が深刻になっています。他方、青少年健全育成、防犯、消防防災活動、環境美化活動など様々な分野において、コミュニティ活動の必要性は増している状況にあります。コミュニティと行政の連携がなければ、住民が安全で、安心して暮らせる地域は実現できません。

そこで、自治会（区長会）などへの支援や、地区集会所など活動拠点の整備を図るとともに、コミュニティ活動を支える人材の育成を行います。併せて、雇用機会の創出、居住環境づくり、定住奨励金の支給などを講じることによって、コミュニティを持続させる人材の定住促進とUターン人口の増加を図ります。

一方、社会問題や住民ニーズが多様化・複雑化しているなか、文化、教育、福祉、環境、産業など様々な分野で活動を進めるNPO（特定非営利活動法人）、ボランティア団体、まちづくり団体などの重要性が高まっています。そのため、これらの団体が各種行事や人材育成研修会を開催する場合などに支援を行い、団体活動の促進を図ります。また、NPOの設立方法などの情報を提供し、住民が行う公益活動の拡充を支援します。

8. 住みやすいまちづくりの推進

(3)男女共同参画社会の実現

日本国憲法制定後、わが国における社会環境は、高度成長社会を経て世界第2位の経済大国となり、物資面、生活面に加え教育水準も飛躍的に向上しました。しかし、その反面で男性は家庭より職場を優先し、家庭内における仕事は専ら女性という「性別役割分担意識」も根強く残っています。

また、労働環境面においては、20世紀末のバブル崩壊後、旧来の「日本型雇用社会」も崩れ、少子・高齢化が進むなか、労働力を確保するために女性の重要性が再認識されてきています。

新市では、平成11年6月に公布・施行された「男女共同参画基本法」の基本理念に基づき、誰もが一人の人間として尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指します。



8. 住みやすいまちづくりの推進に関する主な事業

重点プロジェクト

◎自治会やまちづくり団体への助成により、地域コミュニティの育成を図ります。

主な施策

施策名	主要事業の概要
(1)開かれた行政への取組	【ソフト事業】 ◎情報公開の推進 ◎公聴・広報活動の充実 ◎地域審議会の設置 ◎各種審議会・協議会の充実
(2)住民活動支援の推進	【ソフト事業】 ◎地区集会所の建設補助 ◎地域コミュニティの育成 ◎自治会（区長会）への支援 ◎まちづくり団体への助成（まつり等への支援） ◎定住促進対策の強化 ◎NPO（特定非営利活動法人）の育成
(3)男女共同参画社会の実現	【ソフト事業】 ◎男女共同参画計画の作成 ◎男女共生講演会等の開催 ◎男女共同参画推進懇話会の実施



V新市の施策

9. 行財政運営の効率化

基本方向

少子・高齢化社会の到来は、行財政の面では、高齢者の増加にともなう福祉関連支出の増加と、若年層の減少による税収減をもたらします。新市ではこのような財政状況に対応していくために、行財政の効率化・合理化を図り、財政基盤の強化に積極的に取り組んでいきます。

また、平成12年4月1日に施行された地方分権一括法によって、市町村への大幅な権限移譲がなされ、わが国の地方自治制度は大きな転換点を迎えています。新市では、新たな地方自治制度の枠組みのもとで、個性ある地域の発展を実現するために行政能力の向上に努めます。

施策の方針

(1)健全な財政運営

わが国の財政状況はバブル経済の崩壊以降、長期にわたる経済の低迷から税収が落込み、平成14年度末には、国・地方を合わせた累積債務は705兆円（GDPの約1.4倍）にまで達しています。今後は、国、地方とも、このような厳しい財政状況のなかでの行政運営を行っていかねばならず、将来的には地方交付税が減額されることも視野に入れた行財政運営が求められています。

新市においても、少子・高齢化の進展、国際化、情報化といった経済社会の大きな変化にともなって複雑化・多様化していく行政需要に対応していかなければなりません。そのためにも効率的な行財政運営を心がけ、健全な財政構造を構築していくことに努めます。

新市では、行財政改革を推し進め、重点事業方式の確立による効率的な事業運営体制を築くことで行政投資の費用対効果を高め、複雑化・多様化していく住民のニーズに応えていきます。その際には、国や県の財政諸制度を積極的に活用していくことも必要となります。また、上水道や下水道などの特別会計事業の健全化などにも積極的に取り組んでいきます。さらには地方分権の受皿として、個性ある地域の発展に取り組んでいくために、自主財源の安定的確保に努めます。

(2)行政システムの充実

地域の特色を生かした自主的・主体的なまちづくりを進めて行くためには、新市における行政能力の向上が必要となります。そのためには、職員的能力開発や資質を向上させることで、人的な側面でのレベルアップに努めるとともに、社会経済の動向に迅速かつ柔軟に対応していけるような行政組織・機構を整備し、組織的な面でも行政システムの充実を図っていきます。

これからの社会経済において、行政システムが取り組むべき重要な課題が情報化への対応です。これについては税務等電算処理システムの構築や住民基本台帳ネットワークシステムの運用、戸籍の電算化など、様々な行政事務処理を電算処理することで、行政事務の効率化を図ります。また、新市の面積が広大なことから、行政サービスも広域化への対応を進めて行く必要があります。支所などをコンピューター・ネットワークによって結び、支所においても本庁と同様の窓口サービスが受けられるようなシステムを構築することで、すべての地域において住民の利便性を確保すること

に努めます。

(3)総合的な土地利用の推進

新市においては、各種の公共施設の建設が計画されています。美しく豊かな自然環境を維持しながら、新市の将来的な発展の基盤となる、道路をはじめとした各種公共施設の建設を円滑に進めていくためには、限られた資源である土地の効率的かつ計画的利用が不可欠です。新市では、自然環境との調和を保ちながら、効率的で総合的な公共用地の有効利用を推し進める一方、施設建設用地などの計画的な土地取得に取り組めます。また、それに合わせて地籍調査を進めていきます。





V新市の施策

9. 行財政運営の効率化

9. 行財政運営の効率化に関する主な事業

重点プロジェクト

◎電算処理システムの充実と行政組織や機構の確立により、行財政運営の効率化を図ります。

主な施策

施 策 名	主 要 事 業 の 概 要
(1)健全な財政運営	【ソフト事業】 ◎自主財源の安定的確保 ◎重点事業方式の確立 ◎行財政改革の推進 ◎国及び県の財政諸制度の活用 ◎特別会計事業の健全化
(2)行政システムの充実	【ハード事業】 ◎新庁舎建設の検討 【ソフト事業】 ◎税務等電算処理システムの構築 ◎住民基本台帳ネットワークシステムの運用 ◎戸籍電算化の推進 ◎電子自治体への対応 ◎行政組織・機構の整備
(3)総合的な土地利用の推進	【ソフト事業】 ◎公共用地の有効利用 ◎学校跡地の有効利用 ◎施設建設用地等の土地取得の推進 ◎地籍調査の推進



VI 公共施設の適正配置と整備



Ⅵ公共施設の 適正配置と整備

公共施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら、逐次検討・整備していくことを基本とします。

なお、合併に伴い支所及び出張所となる旧役場庁舎等については、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算処理施設のネットワーク化等により、必要な機能の整備を図ります。



VII 財政計画



VII 財政計画

財政計画は、新市の財政運営の指針として、平成 17 年度から平成 36 年度（2024 年度）までの 20 年間について普通会計ベースで作成しています。

具体的には、

- ① 平成 17 年度から平成 29 年度まではそれぞれの年度の決算に基づき作成
- ② 平成 30 年度については平成 30 年 11 月の決算見込みに基づき作成
- ③ 平成 31 年度（2019 年度）以降については、平成 30 年度決算見込みを基準に、一定の前提条件のもとに推計

今後も現行の地方財政制度が維持されることを前提に一定の仮定のもとで機械的に試算したものです。今後の経済状況や国の制度改正等により数値は変動します。

なお、歳入・歳出の主な前提条件等は次のとおりです。

1 歳 入

(1) 地方税

地方税については、今後の経済見通し等を踏まえ、現行制度を基本に次の条件で算定しています。

- ① 市民税 平成 30 年度決算見込みを基準に、人口推計、税制改正、対前年度伸び率（総務省試算）等を反映
- ② その他 平成 30 年度決算見込みを基準に一定で推移

(2) 地方交付税

地方交付税については、平成 30 年度決算見込みを基準に、人口推計、合併算定替、前年度伸び率（総務省試算）、地方債の推移等を反映しています。

(3) 使用料及び手数料

使用料及び手数料については、平成 30 年度決算見込みを基準に一定としています。

(4) 国庫支出金及び県支出金

国庫支出金及び県支出金については、扶助費や投資的経費との連動を考慮して算定しています。

(5) 地方債

地方債については、投資的経費との連動を考慮しながら合併特例債、通常債を見込むとともに、過去の実績等により臨時財政対策債等を見込んでいます。

2歳 出

(1)人件費

人件費については、平成 30 年度決算見込みを基準に定員管理計画に基づく職員数の削減を反映し、議員報酬、委員報酬等のその他の人件費については一定としています。

(2)扶助費

扶助費については、平成 30 年度の決算見込みを基準に、人口推計による総人口、老年人口、年少人口の増減を考慮しています。

(3)公債費

公債費については、平成 29 年度までの借入に対する償還額を算定し、平成 30 年度以降については、新たな地方債に係る償還見込額を考慮して積上げています。

(4)物件費

物件費については、平成 30 年度決算見込みを基準に、行財政改革等による経費節減を見込むとともに消費税の増税等を考慮しています。

(5)補助費等

補助費等については、平成 27 年度から平成 29 年度までの平均決算額を基準に、行財政改革大綱に基づく見直し等による減額を見込んでいます。

(6)繰出金

繰出金については、平成 30 年度決算見込みを基準に、各事業等の収支推計に基づき積み上げています。

(7)投資的経費

投資的経費については、平成 30 年度は決算見込み、平成 31 年度（2019 年度）は総合計画実施計画を参考に設定し、平成 32 年度（2020 年度）は 65 億円、平成 33 年度（2021 年度）は 60 億円、平成 34 年度（2022 年度）は 55 億円、平成 35 年度（2023 年度）以降は 50 億円に設定しています。

1. 歳入

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	合 計
1. 地方税	6,921	6,897	7,652	7,725	7,452	7,407	7,402	7,267	7,187	7,156	7,142	7,265	7,487	7,348	7,285	7,217	7,048	6,995	6,937	6,776	144,566
2. 地方譲与税	739	974	443	426	407	391	382	358	340	325	341	339	341	335	394	393	394	423	423	423	8,591
3. 利子割交付金	64	54	62	41	34	33	28	24	50	65	56	30	54	52	52	52	52	52	52	52	959
4. 地方消費税交付金	750	790	765	710	742	740	726	718	712	888	1,441	1,272	1,306	1,357	1,357	1,357	1,357	1,357	1,357	1,357	21,039
5. 自動車取得税交付金	153	155	151	132	85	69	59	74	63	30	46	51	72	67	67	67	67	67	67	67	1,609
6. 地方特例交付金	216	163	51	82	95	135	116	21	22	22	24	25	28	31	34	34	34	34	34	34	1,235
7. 地方交付税	17,385	17,415	17,598	18,153	18,658	19,098	19,638	19,648	19,837	19,465	19,296	18,160	17,555	16,520	15,941	15,991	15,208	15,151	15,229	15,094	351,040
8. 交通安全対策特別交付金	14	14	14	13	13	13	13	12	11	10	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	218
9. 分担金及び負担金	317	340	198	197	188	191	225	231	219	203	191	185	159	167	167	167	167	167	167	167	4,013
10. 使用料	935	831	849	829	797	732	718	714	703	692	685	669	642	652	652	652	652	652	652	652	14,360
11. 手数料	276	246	253	238	234	234	233	223	226	224	226	223	228	220	220	220	220	220	220	220	4,604
12. 国庫支出金	5,128	5,236	3,755	4,953	6,509	6,407	5,299	4,471	4,882	5,267	6,089	5,554	5,949	7,186	6,313	5,868	5,523	5,295	5,270	5,231	110,185
13. 県支出金	3,366	3,064	2,901	3,868	3,076	3,371	2,900	2,977	2,837	2,903	3,060	3,015	2,962	3,584	3,084	3,169	3,130	3,141	2,995	3,102	62,505
14. 財産収入	152	328	282	117	100	153	71	96	116	173	148	213	237	90	90	90	90	90	90	90	2,816
15. 寄付金	22	3	6	8	12	6	11	51	3	7	283	532	1,873	1,011	1,323	1,323	1,323	1,323	1,323	1,323	11,766
16. 繰入金	30	25	25	10	31	37	27	65	37	185	14	702	1,592	1,843	2,731	1,915	2,908	2,172	1,999	2,056	18,404
17. 繰越金	1,100	924	1,452	861	470	995	939	718	658	646	730	746	1,050	800	0	0	0	0	0	0	12,089
18. 諸収入	545	702	769	607	723	630	526	486	555	540	628	513	650	461	461	461	461	461	461	461	11,101
19. 地方債	7,378	7,412	4,159	5,642	5,344	4,966	4,340	5,290	7,523	5,427	4,757	4,716	5,901	5,998	11,248	5,305	5,139	5,282	4,753	4,753	115,333
歳入合計	45,491	45,573	41,385	44,612	44,970	45,608	43,653	43,444	45,981	44,208	45,167	44,219	48,095	47,731	51,428	44,290	43,782	42,891	42,038	41,867	896,433

(単位: 百万円)

2. 歳出

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	合 計
1. 人件費	9,772	9,694	9,717	9,147	9,044	8,375	8,450	8,757	8,287	8,083	8,053	7,621	7,721	7,786	7,722	8,251	8,410	8,222	8,288	8,322	169,702
2. 扶助費	4,396	4,472	4,749	4,979	5,321	6,533	6,658	6,855	6,843	7,346	7,344	7,610	7,444	7,336	7,191	7,064	6,990	6,874	6,759	6,643	129,407
3. 公債費	7,020	7,589	8,062	8,036	8,405	8,652	8,725	8,462	8,211	8,398	7,486	7,542	7,759	7,218	7,002	7,302	7,199	7,151	7,055	6,808	154,092
4. 物件費	5,153	4,385	4,665	4,707	5,277	4,864	5,226	5,111	5,187	5,670	5,765	6,275	6,691	7,554	6,904	6,226	6,285	6,373	6,142	6,230	114,690
5. 維持補修費	124	149	205	163	255	288	336	436	515	584	581	648	580	816	573	573	573	544	544	544	9,031
6. 補助費等	1,862	1,867	1,739	2,791	2,176	1,739	1,693	1,617	1,701	1,834	2,269	1,842	2,500	2,203	2,093	2,093	2,093	1,989	1,989	1,988	40,078
7. 積立費	2,376	2,289	700	432	221	2,282	1,603	909	1,754	365	1,609	388	1,475	1,450	1,345	1,345	1,345	1,345	1,345	1,345	25,923
8. 投資及び出資・貸付金	254	221	327	731	408	495	433	438	602	394	354	335	285	334	374	379	349	353	356	406	7,828
9. 繰出金	3,567	3,546	3,437	4,194	4,091	4,254	4,297	4,321	4,326	4,440	4,643	4,626	4,648	4,551	4,531	4,557	4,538	4,540	4,570	4,581	86,258
10. 投資的経費	10,042	9,909	6,923	8,962	8,777	7,187	5,514	5,879	7,909	6,364	6,317	6,282	7,970	8,483	13,693	6,500	6,000	5,500	5,000	5,000	148,211
歳出合計	44,566	44,121	40,524	44,142	43,975	44,669	42,935	42,785	45,335	43,478	44,421	43,169	47,073	47,731	51,428	44,290	43,782	42,891	42,038	41,867	885,220

(単位:百万円)

用語集

あ行

【ISO14001】

国際標準化機構（ISO;International Organization for Standardization）が発行した、環境マネジメントシステムの国際規格

【Uターン】

Uターンから派生した言葉で、大都市で生まれ育った者が地方へ移ること、あるいは、大都市在住の地方出身者が出身地以外の地方へ移ること

【アンテナショップ】

生産者が消費者の農産物需要傾向をつかんだり、特産品の宣伝をするために設けられた食料品店や料理店のこと

【インフラ整備】

インフラはInfrastructureの略で、運輸・通信、道路・港湾施設など、社会生活や経済活動を維持・発展させるための基礎構造のこと

【NPO（特定非営利活動法人）】

Non-Profit Organizationの略で、営利を目的とせず、市民活動やボランティア活動を行なう民間団体の総称

か行

【環境アセスメント】

環境影響評価。環境に大きな影響を及ぼす恐れのある事業について事前に調査・予測・評価して、影響を回避・縮小するための方法

【環境マネジメントシステム】

業務の効率向上と環境への影響の最小化を図り、環境に関する方針を体系的に実行していくためのシステム（仕事の仕組み）

【グリーンツーリズム、ブルーツーリズム、リバーツーリズム】

都市住民が農山漁村の自然や文化と親しみ、人と交流することを目的とする余暇活動。農山村を対象とするグリーンツーリズム、島や沿海部の漁村を対象とするブルーツーリズム、溪流などの河川を対象としたリバーツーリズムなどがある

【ケアハウス】

軽費老人ホームの一つ。高齢者の生活に配慮した構造や設備をもつ集合住宅で、入浴・食事などのサービスが提供されるもの

【コミュニティ（福祉）バス】

地域住民の利便向上等のため一定地域内を運行するバスで、高齢者や障害者に配慮して、車両仕様、運賃、ダイヤ、バス停位置等を工夫したバスサービス

【コミュニティ・プラント事業】

下水道事業の計画区域外に設置される、市町村が事業主体となる污水处理施設

さ行

【産業クラスター】

取引、技術、情報、人材などの面でつながりを持つ産業群

【住民基本台帳ネットワークシステム】

すべての市区町村・都道府県をネットワークで結び、住民票コードを基に住民票に記載された氏名、住所、性別、生年月日などの情報を国・地方を通じて利用するシステム

【シルバーハウジング】

高齢者が自立して安全で快適な生活ができるように、バリアフリー（段差解消・てすり設置・引き戸等）に設計された公営住宅

【森林整備地域活動支援交付金制度】

適切な森林整備の推進を通じて森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、森林所有者等による施業の実施に不可欠な地域活動を支援するもの

【スケールメリット】

規模の利益。物資の共同購入によるコスト削減など、基礎となる母体が大きいほど有利に働く利点のこと

【生活関連通信システム】

ケーブル等を活用した住民の生活に関連する情報の通信を行なうもの

【ゾーニング】

地帯設定の意。都市計画や地域計画を進めるために、地域ごとの利用法を決めること

【SOHO】

Small Office Home Office の略。インターネットや通信機器を活用し、小規模な事務所や自宅で働く職場形態

た行

【男女共同参画社会】

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会のこと

【地域イントラネット】

インターネットの技術を活用した、地域内の情報通信ネットワークのこと

【地域コミュニティ】

おおむね中学校区を範囲とする地域の住民が生活基盤をより良くするために、協力し活動していくための

組織。自治会や町内会が中心となることもある

【地域審議会】

合併前の市町村区域を単位とし、期間を定めて設置されるもので、新市の市長の諮問に応じて、または必要に応じて、事務・事業への意見を述べるができる機関

【地域通貨(地域ＩＣカード)】

NPOや各種地域団体が、コミュニティの活性化や社会的な問題の解決のために発行する疑似通貨。より多くの情報を搭載するためにＩＣ（集積回路）チップを内蔵した名刺サイズのカード（ＩＣカード）を利用して、地域通貨のやり取りを行なう

【地域ブランド】

地域の顔として、地域特産品あるいは地域特性やイメージの独自性を強調することによって他地域との差別化を図り、都市の魅力をアピールするために表現するもの

【電子自治体】

電子的な総合的窓口を開設し、住民の利便性の向上、行政の簡素効率化・透明性の向上に資するため、インターネット等のＩＴ（情報通信技術）を活用した行政運営を行なう自治体

【特産林産物】

森林から生産されるもののうち、建築用材以外のものすべて

な行

【ノーマライゼーション】

正常化の意。高齢者や障害者は施設等に隔離せず、健常者とともに地域社会で生活するのが当然とする考え方

は行

【ハイモビリティ社会】

自動車等の交通手段を利用した都市活動、都市生活が盛んな社会

【バリアフリー】

段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者に配慮をした建築設計のこと

【ベンチャー企業】

独創的な技術やサービス、経営システムを開発・導入し、未知の要因が大きいため既存の大企業が取り組むことが困難な新しい事業に取り組んでいる企業

ま行

【モータリゼーション】

自動車が生活必需品として普及する現象。自動車の大衆化

【モビリティ】

場所・階層・職業などの可動性、移動性のこと。ここでは、交通手段の確保による場所の可動性のことを指す

や行

【Uターン】

人や自動車などがU字形に回って、来た方向に引き返すこと。ここでは、大都市在住の地方出身者が出身地へ帰ることを指す

【ユニバーサルデザイン】

障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること

わ行

【ワークショップ】

研究集会、講習会のこと

